

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

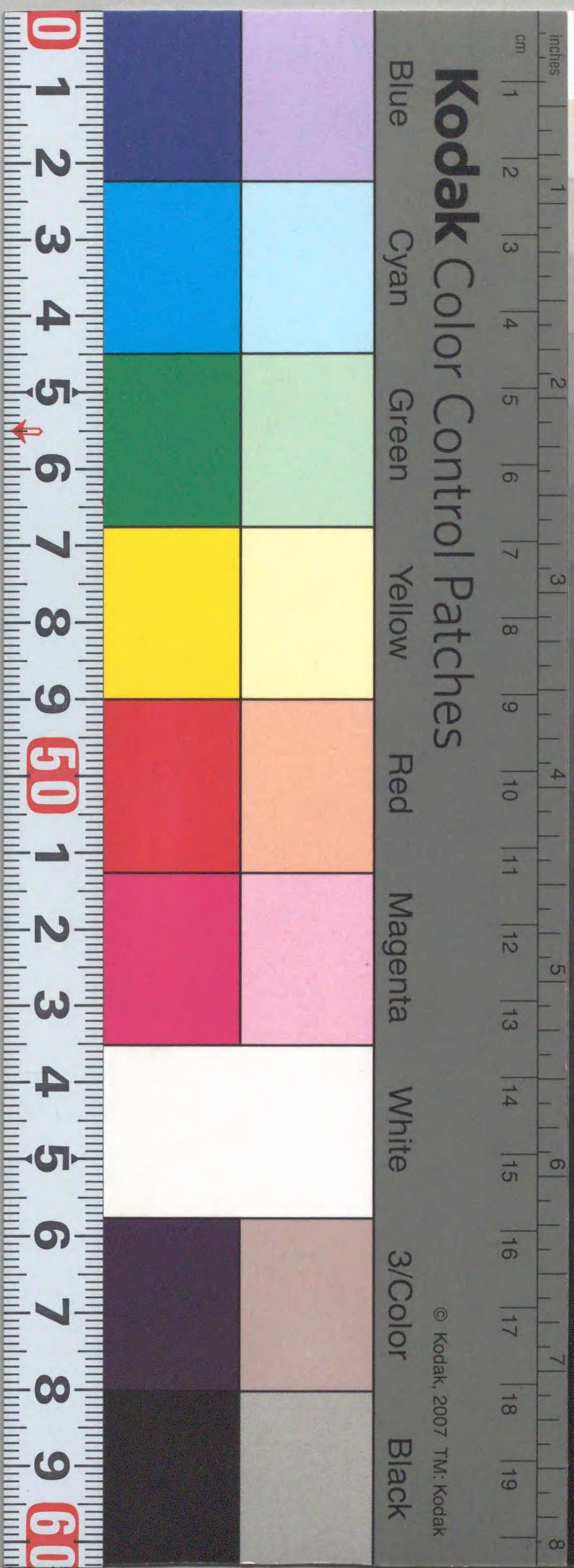


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



AZ
615
32



01026215

昭和四十一年七月

事故本

107頁~113頁
重複(目次前)
同本・複本なし
20/0.2 飛見

著作権制度審議会答申説明書

著作権法の改正ならびに実演家、レコード製作者および放送事業者の保護の制度に関し基礎となる重要事項について

文
部
省

AZ
615
32



328.02/
(021.2)

この説明書は、昭和四十一年四月二十日付著作権制度審議会答申（著作権法の改正ならびに実演家、レコード製作者および放送事業者の保護の制度に関し基礎となる重要事項について）の趣旨を述べたものであり、著作権制度審議会の付託を受けた著作権制度審議会会長主査連絡会に属する委員によつて作成され、前記答申の付属書として同審議会から文部大臣に提出されたものである。

1026215

七 隣接権の制限

《答申》 私的使用の場合、教育目的のために使用する場合、時事の報道に関し使用する場合、放送事業者による一時的固定の場合等おおむね著作権の制限の場合に準じ、措置することが適当である。

隣接権は、通常著作物の利用を伴うものであり、私的使用の場合、教育目的のために使用する場合、時事の報道に関し使用する場合、放送事業者による一時的固定の場合等著作権が制限される場合には、その趣旨に従つて隣接権を制限することが適当である。

この場合における出所の明示についても著作権の場合に準ずることとする。

八 隣接権の保護期間

《答申》 レコードおよびレコードに固定された実演に関しては固定の年、レコードに固定されない実演に関しては実演が行なわれた年および放送に関しては放送が行なわれた年の翌年から起算して、それぞれ二十年間保護されるものとする。

なお、右の期間については、三十年とすべきであるとの少数意見があることを付記する。

隣接権の保護期間については、隣接権条約は、最低限の保護期間を固定等の翌年から起算して二十年と定めているが、各国法制は一樣ではなく、わが国の現行法が著作権法上保護している演奏歌唱および録音物は、死後または発行後三十年間の保護を与えられている。

そこで、現在の演奏歌唱、録音物に係る保護期間を考え、これらを隣接権制度へ移行させるに際し、現状をできるだけ変更しないことを趣旨として、隣接権の保護期間は、固定、放送等の後三十年とすることが適当であるとする意見のあるところである。しかしながら、現行法制における演奏歌唱の保護は、その内容が必ずしも明確ではなかったところであり、また、実演家およびレコード製作者には新たにレコードの二次使用権も認められるのであるから、必ずしも実質的には三十年間保護しなければ権利の保護が低下することになるわけではなく、将来の隣接権の国際的な保護を考えれば、条約の要求している以上の保護期間を定めることは適当ではない。よって、隣接権の保護期間は、レコードおよびレコードに固定された実演に関しては固定の年、レコードに固定されない実演（視覚的または視聴覚的に固定された実演）に関しては実演が行なわれた年および放送に関しては放送が行なわれた年のそれぞれの翌年から起算して、二十年とすることとした。

なお、隣接権の譲渡、相続については、隣接権の特性をも考慮しつつ、著作権の譲渡、相続に準じて措置すべきものと考えられる。

九 隣接権侵害に対する措置

△答申▽ 著作権侵害に対する措置に準じて措置することとする。

隣接権侵害については、著作権侵害に準じて措置することとした。

なお、レコードの二次使用に対する報酬請求権を実効あらしめるため、レコードを使用して報酬を支払わ

ない者に対し、レコード製作者が以後の使用を差し止めることができるものとする措置を検討すべきものとする。

十 隣接権制度の適用を受ける実演家、レコード製作者および放送事業者

△答申▽ 1 実演家

次の場合に、実演家を保護するものとする。

- (一) 日本国内で実演を行なう場合
 - (二) 実演がわが国で保護されるレコード製作者のレコードに固定されている場合
 - (三) 実演がわが国で保護される放送事業者の放送に使用されている場合
- ただし、国際間に隣接権の保護がじゅうぶんに行なわれるまでの間は、外国人に対するこれらの基準の適用については慎重な配慮を要するものとする。

2 レコード製作者

日本国籍を有するレコード製作者および日本国内で音を最初に固定するレコード製作者とする。

3 放送事業者

放送事業者の主たる事務所が日本国内にある場合および放送が日本国内にある送信機から送られた場合の当該放送事業者とする。

1 実演家

実演家については、国籍を異にする多数の者が同一実演に参加する場合が多いことを考慮して、国籍を

保護の基準とはしないこととし、実演が日本国内で行なわれる場合、実演がわが国で保護されるレコード製作者のレコードに固定されている場合および実演がわが国で保護される放送事業者の放送に使用されている場合に、そのような実演を行なう実演家を保護することを原則とした。

ただし、実演家が隣接権制度で保護されることは、国際間にはまだ一般的ではないので、右の保護の基準をすべての者に一律に適用することは、国際的にみて、わが国の実演家と外国の実演家との保護の均衡を失することになると考えられる。よって、外国人に対する適用については、相互主義の見地から、その本国におけるわが国の実演家の保護の状態に応じてその取扱いを配慮できる措置を考慮する必要がある。

2 レコード製作者

日本国籍を有するレコード製作者および日本国内で音を最初に固定するレコード製作者を保護することとする。隣接権条約が定めるもう一つの基準である発行の基準を採用して、わが国で最初に発行されたレコードの製作者を保護することとするのは、保護すべきレコード製作者の範囲を必要以上に拡大する結果となると考えられるので、これは、採らないこととした。

3 放送事業者

主たる事務所が日本国内にある放送事業者は、当然に保護されるべきものである。

また、日本国内にある送信機から放送を行なう者についても同様に取り扱ってさしつかえないものと考えられる。

十一 経過措置

△答申▽ 隣接権制度は、制度実施後に行なわれ、または固定された実演、放送またはレコードに適用することが適当である。

このこととともない、制度実施の際現に著作物として保護されている演奏歌唱および録音物については、

隣接権制度の保護に移行する方途を講じ、将来において旧制度による保護と新制度による保護が並存し、混

乱の生ずることのないよう措置することが望ましい。

制度実施時において存在する実演および放送の固定物ならびにレコードは、この制度の適用を受けない時期においてなされた出演契約または利用契約等に基づいて作成されたものであるところから、このようなもの利用を新しい隣接権制度で律することには問題があるので、隣接権制度は、制度実施後に行なわれ、または固定された実演、放送またはレコードに適用することが適当である。

このように措置する場合、制度実施の際現に著作物として保護されている演奏歌唱および録音物の取扱いが問題となる。一つの考え方としては、従来の演奏歌唱および録音物の権利者の既得権の保護のためにも、また、そのような録音物を所有している者の利益のためにも、これらのものは、なお、現行法による保護を受けるに止まるものとするのが考えられるが、将来にわたって、現行法による保護を受けるものと、新制度の保護を受けるものとが併存することは、たとえば、レコードの二次使用に關してもその実際上の取扱いが煩雑となることが予想され、適当ではないと考えられる。よって、これらのものについては、たとえば、制度実施時における現行法によるこれらのものの保護期間の残存期間または制度実施後二十年間のいずれか短い期間新制度によって保護するものとする等、隣接権制度の保護に移行する方途を講ずることを検討することが適当であると考える。

第十四 版の保護等

△答申▽

一 発行された出版物の組版面に係る発行者の保護、著作権の保護を受けない古文書、資料等の学術的な出版に係る著者の保護および採譜に係る採譜者の保護のため、これらの者に何らかの権利を認めるといふことは、考慮に価するものと考えらる。

二 レコードの外国原盤を輸入して国内で増製発売する者がいわゆる海賊版の作成を防止できるものとする方途について、不正競争の防止に関する法制との関連にも留意して、考慮することが適当である。

三 手紙、日記等内秘的性質を有する文書の保護および肖像の保護については、この際は、措置しないこととする。

一 出版物の組版面、古文書・資料等の学術的な出版物および民謡等を採譜したものは、それ自体が著作物ではなく、あるいは、すでに著作権が消滅した著作物に係るものであつても、他人がそれを利用することに對し、その出版者、学術的な出版物の著者または採譜者が何らの保護をも与えられないことは妥当ではない。この場合、少なくとも、組版面を写真複製等でそのまま利用すること、あるいは、資料等の複製が無断で行なわれること等についての何らかの措置を、主として不正競争防止的な観点から著作権法上講ずることは考慮に価するものと考えらる。ただし、たとえば、採譜したものに基づいて著作権のない音楽の著作物を演奏することにまで、採譜者の権利が及ぶものとするような措置が適当ではないことはもとよりである。

二 外国レコードの原盤を用いて国内においてレコードを増製する者は、隣接権制度上保護を受ける「レコード製作者」ではないが、これらの者がその複製に係るレコードのいわゆる海賊版の作成を防止できる方途について、不正競争の防止に関する法制との関連にも留意して、考慮することが適当である。

三 手紙、日記あるいは肖像等について、著作権法上著作物としての保護とは別の、それが有する内秘的性質に着目した保護を与えることは、現にいわゆるプライバシーの保護の問題について判例の形成も見られるところであるので、この際は、これに関してとくに措置しないこととした。

目次

第一 著作物……………一

一 保護を受ける著作物……………一

二 保護を受ける著作物の例示……………二

三 保護を受ける建築物、舞台美術、書、写真および映画……………三

四 応用美術の保護……………七

五 著作権の目的物となることをえないものの範囲……………一

六 翻訳、翻案、編曲その他の変形および編集著作物……………一四

七 題号の保護……………一五

第二 著作者・著作権者……………一七

一 法人著作、職務著作……………一七

二 写真の著作者・著作権者……………一八

三 共同著作物……………二〇

四 映画の著作者・著作権者……………二一

第三 著作権の内容……………三一

一 著作権の内容……………三一

二 放送権……………三四

三	美術の著作物の展示権	三六
四	美術の著作物の追及権	三八
五	録音物の頒布権	三九
第四	著作権の制限	四〇
一	私的使用	四〇
二	著作物の引用	四三
三	教育の目的のための使用	四五
四	図書館における複製	四八
五	収益を目的としない上演、演奏等の場合	五一
六	放送事業者による一時的固定	五二
七	報道関係における著作物の使用	五三
八	時事の事件の報道に伴う著作物の使用	五五
九	司法上の目的等のための使用	五六
十	盲人用の点字による複製	五七
十一	公衆に開放された場所に恒常的に置かれている美術の著作物の使用	五七
十二	公開展示される美術の著作物のカタログの作成	五八
十三	文芸の著作物の楽譜への充用	五九
十四	レコード等の録音物による放送および演奏	五九

十五	出所の明示	六二
第五	法定許諾制・強制許諾制	六四
一	著作権者不明等の場合の法定許諾制	六四
二	放送に関する強制許諾制	六五
三	レコードに関する法定許諾制	六五
第六	保護期間	六八
一	原則	六八
二	映画	七〇
三	写真	七一
四	翻訳権	七二
五	有償公有制	七三
第七	出版権、出版契約等	七四
第八	著作権の譲渡・相続	七七
一	譲渡	七七
二	相続	七八
第九	登録制度	七九
一	著作年月日登録および第一発行年月日登録	七九
二	実名登録	七九

三	譲渡等の對抗要件としての登録	八〇
第十	人格権	八一
第十一	権利侵害に対する措置	八五
一	民事上の救済	八五
二	罰則	八七
三	著作権紛争調停委員	八八
第十二	著作権法の適用される著作物	八九
第十三	隣接権制度	九一
一	隣接権制度の創設	九一
二	実演家の保護	九二
三	演出家の保護	一〇〇
四	レコード製作者の保護	一〇一
五	放送事業者の保護	一〇二
六	レコードの二次使用に関する実演家およびレコード製作者の権利	一〇四
七	隣接権の制限	一〇七
八	隣接権の保護期間	一〇七
九	隣接権侵害に対する措置	一〇八
十	隣接権制度の適用を受ける実演家、レコード製作者および放送事業者	一〇九

十一	経過措置	一一〇
第十四	版の保護等	一一二

第一 著作物

一 保護を受ける著作物

△答申▽ 著作権法の保護の対象となる著作物は、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属する精神的な創作物である旨を明らかにするものとする。

法律上著作物たることの判断の基準は、できるだけ明らかにすることが望ましい。ベルヌ条約は、著作物とは、文芸、学術および美術の範囲に属するすべての製作物(*toutes les productions du domaine littéraire, scientifique et artistique*)を含むものであるとし、現行法も文芸、学術または美術(音楽を含む。)の範囲に属する著作物を保護する旨を規定している。さらにこのような著作物が「精神的労作の所産たる思想感情の独創的表白であつて客観的存在を有するもの(大阪控、民昭一一・五・一九)」でなければならぬことは、広く認められているところである。

よつて、著作権法の保護の対象となる著作物は、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属する精神的な創作物である旨を明らかにし、さらに著作物の例示を整理するものとした。このことは、従来の著作物性の解釈に対して新たに制限を加えるものでないことはもとよりである。

なお、著作物の範囲の定め方については、音楽を文芸、学術および美術と並べて掲げることとしたほかは、現行法の表現を維持することとした。

二 保護を受ける著作物の例示

△答申▽

1 保護を受ける著作物については、条約、立法例をも参考にして、保護の対象となる著作物の範囲をできる限り明確にするという趣旨に従って例示を掲げるものとする。

2 たとえば、おおむね次のように例示することが考えられる。

- (一) 文書または口述による文学的、演劇的または学術的な著作物
- (二) 音楽の著作物
- (三) 文書等によって固定された演劇的な舞踊および無言劇の著作物
- (四) 絵画、版画、彫刻、建築物、美術工芸品等の美術の著作物
- (五) 地図、設計図、図表、模型等の著作物
- (六) 写真および写真に類似する方法で得た著作物
- (七) 映画および映画に類似する方法で得た著作物

1 保護を受ける著作物の例示については、条約、立法例をも参考にして、著作物として典型的なもの、現実的にはば共通して認められるものを掲げることとした。

2 例示にあたっては、まず、著作物の表現形式に応じて、(一)言語によって表現されている著作物(文書または口述による文学的、演劇的または学術的な著作物)、(二)音によって表現されている著作物(音楽の著作物)、(三)身振りによって表現されている著作物(文書等によって固定された演劇的な舞踊および無言劇の著作物)、(四)形状または色彩によって美的に表現されている著作物(絵画、版画、彫刻、建築物、美術

工芸品等の美術の著作物)ならびに(五)図面、模型等によって表現されている主として学術的な著作物(地図、設計図、図表、模型等の著作物)に分類して掲げることとし、さらに以上のような分類方法になじまない写真および映画について、それぞれ別に例示することとした。

3 著作物は、その表現の方法や手段の如何を問わず、また、有形物に固定されていることを要しないで保護されるということは、ベルヌ条約における基本的な原則の一つであるが、舞踊および無言劇の著作物ならびに後述する映画については、とくに固定されていることを保護の要件とすることとする。舞踊および無言劇の著作物については、ベルヌ条約も、文書等による固定を要件としているところであるが、これらの著作物にあつては、實際上、舞踊等の著作物と実演家の実演とが混同される危険性があり、著作物の保護と実演家の保護を明分するためにも、固定を要件とすることが必要であると考えられる。

なお、舞踊の著作物についてとくに「演劇的な舞踊」と例示したのは、筋の展開等により舞踊が劇的に構成され、あるいは舞踊によって思想、感情が展開される場合に、その振付けを保護するのが「Les oeuvres chorégraphiques」の保護の趣旨であると考えたからである。

三 保護を受ける建築物、舞台美術、書、写真および映画

△答申▽

1 建築物

建築物は、それが美術の範囲に属する場合は、著作物として保護されるものとする。

また、橋、塔のような構造物・工作物も、それが美術の範囲に属する場合には、建築物と同様に保護されるものとする。

2 舞台美術

舞台装置は、それが美術の範囲に属する場合は、著作物として保護されるものとする。

この場合、保護の対象となるのは、舞台に組立てられた舞台装置であって、衣装、照明等を含む舞台効果全体ではないものと考ええる。

3 書

書は、美術の範囲に属する限り、著作物として保護されるものとする。

4 写真

写真については、それが精神的な創作物である場合は、学術または美術のいずれの範囲に属するかを問わず、写真の著作物として保護されるものとする。

5 映画

(一) 著作権法の保護の対象となる映画は、固定されて再現可能なものとする。

(二) もっぱら放送のための技術的手段として放送事業者により作成される影像の、または影像および音の固定物は、映画にはあたらないものとする。

1 建築物

建築物を著作物として保護する趣旨は、建築物によつて表現された美的形象を模倣建築による盗用から保護することにある。

したがつて、通常のありふれたビル、住居等の建物が著作物として保護されるものではないが、一方、たとえば彫刻類似のものに限定して考えることも適當ではない。よつて、建築物が社会通念上美術の範囲

に属すると認められるものであれば、とくに要件を加重することなく、それを保護するものとした。

また、橋、塔のような構造物も、建築物と同様な趣旨において具体的な個々の構造物が美術の著作物の要件を満たす場合には、著作物として保護されるべきものである。

2 舞台美術

(一) 舞台に組立てられた舞台装置は、それが美術の範囲に属する場合には、著作物として保護すべきものと考ええる。

この場合に、舞台美術として保護されるべきものは、舞台装置に限らず衣装、照明を含む舞台効果全体であるとする考え方もあり得るところであるが、このことは、演劇的著作物の舞台上演について、その舞台全体をどのように取り扱うかの問題とともに、将来の検討に待つべきものがあり、現段階においては、舞台装置についてその保護を図ることが適當であると考えた。

(二) 舞台装置の原図、設計図等は、それが著作物としての要件を備えている場合には、舞台装置とは別に、著作物として保護されることは、もとよりである。

(三) 舞台装置は、脚本の内容、舞台の空間的、技術的制約から、ある程度似たようなものが作られる場合が多いので、著作物としての舞台装置の特定性を「特定の演劇の特定の場面の舞台装置」という意味に限定することも考えられる。しかしながら舞台装置の模倣については、脚本の内容、技術的制約等から類似の装置とならざるを得ない場合、あるいは、他人の舞台で受けた印象を後の自己の舞台装置に生かすというような場合は、舞台装置の複製権を侵害するものではなく、また、悪意の模倣の場合には、た

とえ別個の脚本の舞台装置として製作する場合でも、複製権を侵害するものと解されるので、上記のような限定は行なわれないこととした。

3 書

書は、いわゆる前衛書道、墨象と称せられる抽象絵画類似の書に限らず、古来の書についても美術的書である限り、美術の著作物として保護されるべきものと考ええる。

4 写真

写真は、機械的操作によって作成されるものであって、一般の著作物に比してかなり異なるところがあるが、とくに美術的または学術的価値の高い写真に限定する等要件の加重を行なうことは適當ではない。しかしながら、このことは、およそいかなる写真でも著作物として保護されるということではなく、精神的な創作物であることを要することはもとよりである。

5 映画

(一) 映画については、条約等の例にならない映画を著作物の一つの範疇として著作物の例示の中に明記するとともに、獨創性の有無による取扱いの区別を廃止することとする。

(二) 映画が固定されたものでなければならぬかどうかは、テレビ放送の画面の取扱いと関連してベルヌ条約上も問題となっているところである。見る者に与える効果に着目すれば、固定を要件とすることなく、映画の効果に類似する視覚的效果を生ずる方法で表現されたものは映画の著作物とみなすことがむしろ合理的であるとも考えられる。しかしながら、現段階においては、映画の取扱いをその効果のみに

従って決することには、なお問題が多いと考えられるので、映画および映画に類似する方法で得た著作物とは、影像または影像および音の固定物であつて、それを用いることによって影像の連続が平面的に再現され得るものと考えることとする。具体的には、影像が固定された映画フィルム、ビデオ・テープなどが挙げられる。

(三) 放送事業者が放送の許諾を得た演劇的著作物等を放送するために作成した固定物も、映画の範囲に属するものと考えられるが、このような固定物は、放送事業者がもつぱら放送のための技術的手段として固定したものであり、関係者の意思、固定物の利用の態様から考えて、とくに、映画としては取り扱わないものとした。

四 応用美術の保護

△答申▽

1 応用美術について、著作権法による保護を図るとともに現行の意匠法等工業所有権制度との調整措置を積極的に講ずる方法としては、次のように措置することが適當と考えられる。

(一) 保護の対象

- (1) 実用品自体である作品については、美術工芸品に限定する。
- (2) 図案その他量産品のひな型または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、それ自体が美術の著作物であり得るものを対象とする。

(二) 意匠法、商標法との間の調整措置

図案等の産業上の利用を目的として創作された美術の著作物は、いつたんそれが権利者によりまた

は権利者の許諾を得て産業上利用されたときは、それ以後の産業上の利用の関係は、もっぱら意匠法等によって規制されるものとする。

2 上記の調整措置を円滑に講ずることが困難な場合には、今回の著作権制度の改正においては以下によることとし、著作権制度および工業所有権制度を通じての図案等のより効果的な保護の措置を、将来の課題として考究すべきものと考えらる。

(一) 美術工芸品を保護することを明らかにする。

(二) 図案その他量産品のひな型または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、著作権法においては特段の措置は講ぜず、原則として意匠法等工業所有権制度による保護に委ねるものとする。ただし、それが純粹美術としての性質をも有するものであるときは、美術の著作物として取り扱われるものとする。

(三) ポスター等として作成され、またはポスター等に利用された絵画、写真等については、著作物あるいは著作物の複製として取り扱うこととする。

1 応用美術の著作権制度による保護については、ベルヌ条約ブラッセル規定は、保護する著作物の例示に、「応用美術の著作物」を加え、世界の主要国も、保護の態様に相違はあるが、応用美術を著作権法において保護する法制をとっている。

2 応用美術とは、おおむね次のような、実用に供され、あるいは、産業上利用される美的な創作物をいうものと解される。

(一) 美術工芸品、装身具等実用品自体であるもの

(二) 家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの

(三) 文鎮のひな型等量産される実用品のひな型として用いられることを目的とするもの

(四) 染織図案等実用品の模様として利用されることを目的とするもの

3 現行法において、応用美術に該当するものが保護を受ける著作物に含まれるかどうかは、必ずしも明らかではないが、絵画、彫刻等と同様に美的な創作であるものが、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするからといって、著作物としての保護を全く与えられないとすることは、適当でない。

4 と同時に、ベルヌ条約ブラッセル規定が、応用美術の著作物と意匠およびひな型に関する法律の適用の範囲ならびにそれらの保護の条件を定めることを国内法に委ねているところからも明らかのように、応用美術とくに図案、ひな型等は、その産業上の利用に関しては、意匠法または商標法の適用を受けるものであるから、これらについて著作権法による保護を図る場合には、意匠法等工業所有権制度との調整に配慮しなければならない。著作権法と意匠法等とは、権利保護の方式、権利の性質、保護期間等においてかなり顕著な相違があり、単純に図案等を絵画、彫刻等と全く同様に著作権法によって保護することとする、両制度の重複によって、従来意匠法等を基調としてその秩序を保ってきた産業界に対し、大きな影響を与えるおそれがあるからである。

5 以上のところから、応用美術の著作権法による保護については、まず、次のように保護の対象を厳格に限定しつつ、意匠法等工業所有権制度との調整措置を積極的に講ずる方を考慮することとした。

(一) 実用品自体であるものについては、保護の対象をいわゆる一品製作の美術工芸品に限定し、量産され

る実用品は、それが美的な形状、模様あるいは色彩を有するものであつても、著作権法による保護の対象とはしない。

(二) また、図案その他量産品のひな型または模様として用いられることを目的とするものについては、それが物品に応用されることを目的とする点を除外すれば美術の範囲に属する著作物として考えうるものを保護することとし、たとえば家具、食器類に係るいわゆるプロダクト・デザイン等は、現段階としては、著作権法による保護の対象としないこととする。

(三) 図案等については、いったんそれが産業上利用された場合におけるその後の産業上の利用の関係は、もっぱら意匠法等による規制にゆだねることとする。なお、この場合、産業上利用することの定義、絵はがき、ポスター等の取扱い等の諸点は、ほぼ同様な考え方をとっている英国、カナダ等の例を参考として措置することとする。

6 右のような工業所有権制度との調整措置については、現時点においては、その円滑な実施には、なお困難があると考えられる。また基本的に、図案等については、著作権制度、工業所有権制度双方の利点を取り入れた別個のより効果的、合理的な保護制度の検討も考慮される要があり、国際的にも、そのような動向がみられるところである。よつて、右の調整措置の法制化が困難である場合には、今回の著作権制度の改正においては、美術工芸品の保護を明らかにするほかは、おむね現状を維持することとし、将来において図案等のより効果的な保護の措置を考究すべきものとした。

すなわち、図案等については、原則として意匠法等による保護に委ね、著作権法においては特段の措置

を講じないこととするが、量産品のひな型または実用品の模様として用いられることを目的として製作されたものであつても、それが同時に純粹美術としての絵画、彫刻等に該当するものであれば、美術の著作物としての保護を受けうるものとする。また、ポスター、絵はがき、カレンダー等として作成され、あるいはこれらのグラフィックな作品に利用された絵画、写真等については、形式的には、意匠法との重複の問題があるが、その性質上、図案等におけるような問題の生ずる余地はないと考えられるので、単純に、著作物あるいは著作物の複製として取り扱うこととした。

五 著作権の目的物となることをえないものの範囲

《答申》 1 「法律、命令および官公文書」

(一) 保護の対象から除外するものは、法律、命令、条例および規則のほか、官公庁の告示、通達その他これに類するものならびに裁判所における判決、決定および命令とする。

(二) 官公庁の著作物については、上記のもののほかは保護の対象とするが、一般公衆に国または地方公共団体の施策や統計資料等を周知せしめることを目的として作成されるものについては、その性質上、広い引用、転載の自由が認められるべきものと考ええる。

2 「新聞紙または雑誌に掲載したる雑報および時事の記事」

これらは、著作権法の保護の対象から除外するものとする。

なお、その表現については、これらが、本来、著作物たるの要件を備えていないものであることをより明らかに示しうるようなものを検討すべきである。

3 「公開せる裁判所、議会ならびに政談集会においてなしたる演述」

- (一) 公開の裁判所および議会においてなされた演述については、従前のとおり著作権の目的たりえないものとするが、新たに、同一の著作者のもののみを編集物とする権利を著作者に認めるものとする。
- (二) 「公開せる政談集会においてなしたる演述」については、従前の取扱いを改めて保護の対象とし、後に述べるところの公開された政治上の演説と同一に取り扱うこととする。

1 「法律、命令および官公文書」

- (一) 憲法、条約を含めて、法律、命令、条例、規則等一切の法令を保護の対象から除外することには、格別の問題はない。

その他、官公庁の訓令、告示、通達等固あるいは地方公共団体の意思を表示するもの、裁判所における判決、決定、命令等ならびに各種の審判庁、委員会等における裁決、判定等を保護の対象から除外することを明らかにすることとする。

- (二) 官公庁の著作名義をもって発行される刊行物については、とくに著作権留保の旨を表示しない限り、保護の対象から除外するものとすることも考えられるが、著作権の目的物となるか否かを官公庁の主観的な判断にゆだねることは、適当ではないと考えられるので、このような官公庁の刊行物は、著作権の目的物たりうるものとした。この場合、国または地方公共団体の施策や統計資料等を周知せしめることを目的として作成されるいわゆる白書等については、その性質上、広い引用、転載の自由が認められるべきものと考ええる。

2 「新聞紙または雑誌に掲載したる雑報および時事の記事」

「雑報および時事の記事」について規定する趣旨は、本来著作物たるの要件を備えない単なる報道や事実の伝達にすぎないものは、著作権の目的物たりえないものであることを注意的に明らかにするにあると解される。現行法の規定では、新聞紙等に掲載されたものであれば、著作物たるの要件を備えたものまでが保護の対象から除外されるかのように解される余地があるので、より適切な表現を検討すべきものとした。

なお、上記の趣旨からすれば、新聞紙、雑誌に掲載されたもののみならず、放送されたものをも、同一に取り扱うことが相当である。

3 「公開せる裁判所、議会ならびに政談集会においてなしたる演述」

- (一) 公開の裁判所および議会においてなされた陳述、演説等については、その性質上広く公衆に伝達され、かつ自由に利用されるべきものと考えられるので、現行法どおり、とくに保護の対象から除外することとした。ただし、同一の著作者の陳述、演説等のみを収集して編集物とすることは、右の趣旨をこえるものと考えられるので、著作者に許諾権を認めることとする。

- (二) 公開の「政談集会」においてなされた演説についても右と同様な性質が認められるところではあるが、著作権を否定するまでの要はなく、第四の七において後記するように、公開された政治上の演説として報道目的のための自由利用を認めればたりると考えられる。

六 翻訳、翻案、編曲その他の変形および編集著作物

△答申▽ 1 次の趣旨を明らかにするものとする。

- (一) 翻訳、翻案、編曲等は、原著著作物の著作権を害しない範囲において、著作物として保護されること。
- (二) 編集著作物は、その部分をなす各著作物の著作権を害しない範囲において、著作物として保護されること。

2 「美術的著作物の異なりたる技術による複製」の取扱いについては、美術の著作物の翻案・変形物の保護の問題とし、現行法第二十二條に相当する規定は、とくに設けないものとする。

1 翻訳、翻案、編曲等原著著作物を利用し、変形して作成されるものも、そこに新たな精神的創作性の認められる限り、一の著作物として保護されるべきことは当然であるが、このことに関する現行法の規定には必ずしも明確でないものがあるので、原著著作物の著作権を害しない範囲において、これらのいわゆる二次的著作物が保護されることを、ベルヌ条約ブラッセル規定における関係規定をも参考として明らかにすることとした。

2 編集著作物については、素材の選択または配列において精神的創作性の認められるものであれば、その部分をなす各著作物の著作権を害しない範囲において著作物として保護されることを明らかにすることとした。

3 以上の翻訳等の著作物および編集著作物の保護の要件として、原著著作物の著作権者の許諾を得た「適法

な」ものであることを求めるかどうかの問題がある。現行法は、この点の取扱いに統一を欠いているが、二次的著作物を著作物として保護するかどうかは、もっぱらそこに新たな精神的な創作性を認めうるかどうかによって決定されるべきであり、適法に作成されたものかどうかということ、著作物であるかどうかということとは、一応きり離して考えられるべきものと考ええる。

ただし、後記するように、原著著作物の著作権者は、その二次的著作物の利用を許諾、禁止する権利を有するものであるから、二次的著作物を原著著作物の著作権者の許諾を得ることなく利用することは、原著著作物の著作権を侵害するものであることは、もとよりである。

4 いわゆる美術の著作物の異種複製については、複製の技術が異なる場合において、すべて著作物として保護されるものとするかのような現行法第二十二條の規定は、著作物の考え方からして適当ではないと考えられるので、美術の著作物の翻案、変形物の保護の問題として考えることとした。

七 題号の保護

△答申▽ 題号それ自体に著作物と同様の保護を与えることは適当でなく、かりに保護を与えるとしても、著作物を特徴づける独自性のある題号に関し、混同のおそれのある著作物に利用することを禁止しうるものとする程度の保護にとどめるべきものと考ええるが、題号の保護の問題は、むしろ、不正競争防止に関する法制の問題として、別途、措置されることが望ましい。

題号それ自体について、何らかの保護を図る必要があることは認められるが、著作物と同様な複製権を認

めることは、いたずらに紛争を招くおそれがあり、適当ではない。
したがって、題号については、保護を与えるとしても、著作物を特徴づける独自性のある題号に関し、不正競争防止的観点から、混同のおそれのある著作物に利用することを禁止しうるものとするにとどめるべきものと考えるが、そのように限定するものとしても、著作権法において措置することは、必ずしも適切ではない。

第二 著作者・著作権者

一 法人著作、職務著作

△答申▽ 雇用契約に基づき使用者の指揮と監督の下における職務遂行の過程において、使用者の業務の範囲に属する事項の用に供するため、使用者の発意に基づいて創作される著作物で、使用者の指示とその著作名義の下に公表されるものの著作者は、その使用者であるものとする。
なお、以上のほかは、職務著作について特段の規定を設けることはしないものとする。

1 従来、著作の能力は自然人のみが有するものとされてきたが、今日の著作物の創作の実態からすれば、法人等の活動として著作行為がなされるものと解することを適当とする事例も多いと認められる。

また、著作物を創作した者が、著作者であり、著作権は原始的に著作者が取得するものとする原則についても、雇用契約に基づき著作される著作物に関しては、使用者と創作者たる被用者との関係につき特別の考慮を要するものがある。

しかしながら、一般に法人等団体の作成した著作物、雇用契約に基づき職務上著作された著作物といっても、その創作態様はさまざまであり、雇用契約の内容も一様ではない。したがって、法人著作・職務著作について何らかの規定を設ける場合には、これが著作権制度上の著作者、著作権者に関する原則の例外であるところからも、その適用範囲は限定されたものでなければならぬ。よって、著作物の創作の実態に即するとともに社会的に妥当と認められるものとして、この種の著作物のうち使用者の指示とその著作

名義の下に公表されるものについてのみ、その著作権者は、当該使用者であるとし、その著作権も使用者が原始的に取得するものとする事とした。

2 以上に従って措置するほかは、雇用契約に基づいて創作された著作物の著作権の帰属については、その態様がさまざまであり権利関係を画一的に律する規定を設けるに適しないこと、法律上特に規定しなくとも雇用契約の内容において解決することが可能であること、および前述のような規定を設けるとすれば、職務上の著作に係る著作権の帰属に関する問題の相当部分が解決されるものと考えられることから、法律上特に規定を設けることはしない事とした。

二 写真の著作者・著作権者

△答申▽ 写真の著作権の帰属に関する現行法第二十四条および第二十五条のたて前を改め、次のように取り扱うものとする事が適当である。

1 「文芸学術の著作物中に挿入したる写真にして特にその著作物のために著作し、または著作せしめたるもの」の著作権の帰属については、特段の規定を設けないものとする。

2 「他人の嘱託により著作したる写真肖像の著作権」は、著作者たる撮影者に属するものとする。

ただし、特約のない限り、撮影者は、写真を利用するについては肖像本人の許諾を要するものとし、また、嘱託者たる肖像本人は、その写真を複製し、または複製せしめることができるものとする。

なお、肖像本人の死後における取扱いについては、遺族が肖像本人に代る地位にたつような措置を考慮すべきものとする。

1 現行法第二十四条は、文芸学術の著作物中に挿入した写真の著作権に関し、その写真が特にその文芸学術の著作物のために著作しまたは著作せしめたものであるときは、その写真の著作権は、文芸学術の著作物の著作者に帰属するとしているが、このような写真の著作権の帰属については、個々の契約で決せられるところに委ねればたり、とくに写真について特段の規定を設けるべき必要性は認められないので、廃止することとした。

2 現行法第二十五条は、他人の嘱託により著作した肖像写真についてその著作権は嘱託者に帰属する旨を規定しているが、肖像写真が、肖像本人に無断でみだりに利用されることのないよう措置するとともに、肖像本人による利用の便宜について配慮すれば、とくに嘱託による肖像写真の著作権の帰属について、例外的な規定を設ける必要はない。なお、現行法では、嘱託者が肖像本人でない場合においても、適用があるかどうかでないところがある。

よって嘱託による肖像写真の著作権は原則としては、撮影者に属するものとし、それとともに特約のない限り、撮影者は、写真を利用することについて、嘱託者たる肖像本人の許諾を受けることを要し、また嘱託者たる肖像本人は、その写真を複製し、または複製せしめることができるよう措置することとした。ただし、嘱託者たる肖像本人によるこのような複製については、入手が困難である場合に限られる等一定の制限が考えられるべきである。

なお、嘱託者たる肖像本人が死亡した後においては、その遺族が肖像本人に代わる地位にたつような措置を考慮することが必要である。

三 共同著作物

△答申▽

1 「複数の者の共同の著作行為によって創作され、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができない著作物」を共同著作物とする。

2 共同著作物の公表、利用、変更については、共同著作者全員の合意を要するものとし、また、各共同著作者は、他の共同著作者の同意を得なければその持分を譲渡できないものとする。各共同著作者はこれらの場合において、正当な理由なくしては、同意を拒むことはできないものとする。

1 現行法は、「数人の合著作に係る著作物」について定め、各著作者の分担部分が明らかでない場合に限らず、分担部分が明らかで分離して利用できる場合をも、共同著作物として取り扱い、その保護期間は、共同著作者のうち最終死亡者の死亡の時から起算されるものとしている。しかしながら、各著作者の分担部分が明瞭で、分離して利用できるものは、共同著作物としてではなく、それぞれ別個の著作物が結合しているものとして取り扱い、その保護期間も、個別に計算することが適当であると考へ、共同著作物とは、共同著作者各人の寄与が分離して個別に利用できないように融合して一つの著作物が作られているものをいうものとした。

なお、保護期間の起算点等との関連からも、ある著作物が共同著作物であることを主張するためには、その著作物が各著作者の共同の名義で公表されていること等、共同著作物であることが外見上明らかにされることを要するものとするを考慮する必要がある。

2 以上のような共同著作物の著作権を共同著作者の共有に係らしめることには問題はないところであり、

また現行法と同様に、その権利の行使については、民法の共有に関する規定をそのまま適用することなく、特別の規定を設けるべきものと考え、現行法が著作物の中にその利用を拒む者があるときは、他の著作者は、その者に賠償してその持分を取得できるものとしている点は、必ずしも適当ではない。よって、次のように措置することとした。

(一) 著作者の人格権を尊重し、著作物の公表および著作物に変更を加えることについては、共同著作者全員の同意を要するものとする。

(二) 著作物の使用の許諾についても、各共同著作者が個別にその権利を行使できるものとする場合には、著作権の効率的な管理が行ないがたいと考えられるところから、各著作者の合意を要するものとする。

(三) 以上のように著作権の行使を共同著作者全員の合意に係らしめることとしたことから、共同著作者間の信頼関係が一方的に破られることは好ましくない、各著作者は、他の著作者の同意を得なければその持分を譲渡し、またはその持分を目的として質権を設定することができないものとする。

(四) 前記いずれの場合にも、各著作者は、正当な理由がなければ、その同意を拒むことができないものとして、共同著作物の利用が一部著作者の不同意により、いたずらに妨げられることのないよう配慮することとする。

四 映画の著作権・著作権者

△答申▽

1 原作者等の取扱

(一) 映画に利用された小説、脚本、音楽等の著作者は、その映画の著作者とはしないものとする。
(二) 映画に利用された著作物の著作者は、次の事項について排他的権利を有する旨を明らかにすることとする。なお、これらの権利については、製作者への譲渡推定のような趣旨の制度は設けないこととする。

(1) 著作物の映画の翻案または複製
(2) 映画的に翻案または複製された著作物の頒布
(3) 映画的に翻案または複製された著作物の公の上映および放送
(三) 原作者等が、映画に利用された自己の著作物を別途利用することができる条件は、個々の映画化契約に委ねることとする。ただし、脚本の再映画化については、その権利は当該映画の経済的利用を害することのないよう行使されなければならない旨を法定するものとする。

2 映画の著作権、著作権者

(一) 映画の著作権は、「映画の全体的形成に創作的に関与した者」とする。著作者には、監督、プロデューサー、カメラマン、美術監督等が該当し、俳優も映画の全体的形成に創作的に関与したと認められるものである限り、映画の著作権たり得ると考へるが、著作権を法文上例示することはしないものとする。

(二) 映画の著作権は、映画製作者に帰属させるものとする。ただし、映画の著作権その他の関与者が映画の利用について映画製作者と特約することを妨げるものではない。

なお、映画のフィルムの一コマを別途写真的に利用する権利は、映画の著作権の中に包含されるものとする。

(三) 映画の著作権の内容は、次のとおりとする。

(1) 映画の著作権は、映画の利用に際し、その名が表示されることを要求することができる。
(2) 映画の著作権は、著しく映画を毀損するような改変および利用を禁止することができる。その場合に、これらの者は相互におよび映画製作者に対して、相当な配慮をすべきものとする。

3 以上の結論については、次の少数意見があることを付記する。

(一) 映画は、映画製作者の単独の著作物とする。
(二) 映画の著作権は、映画製作者に属する。
(三) 映画監督等映画製作に創作的に関与した者を、映画に対して加えられる毀損・変更によってその名誉が害されることから守る規定を設ける必要があるが、この権利は、監督が関与者を代表して行使することとし、関与者個々人の人格権的権利の主張によって、映画の経済的利用が妨げられることのないよう措置するものとする。

通常、映画は、多数の者が関与して製作されるとともに、その製作行為自体が企業活動として行なわれるものであるなど、他の著作物とは異なる特性を有することにかんがみ、映画については、その著作権・著作権者を明らかにし、法律上映画の権利関係を単純、明確化することが必要である。

映画の製作に関与している者を大別すると、原作者、脚本の著作権者、映画音楽の著作権者等映画の製作に利用される著作物の著作権（原作者等）、プロデューサー、監督、カメラマン、俳優等映画の製作に直接に関与する者（関与者）および映画製作会社等映画製作に発意と責任を有する者（映画製作者）に分けられる。

このような者が、映画においていかなる地位を有し、いかなる権利を与えられるべきかが問題となる。

1 原作者等の取扱い

(一) 映画の素材として、あるいは映画の中に使用されている小説、脚本、音楽等の著作物の創作行為は、映画の創作とは一応別に完結していると見ることが出来る。

よって、それらの著作物は後記するように脚本および映画音楽に関しては問題のあるところであるが、映画の著作物とは考えないこととした。

(二) 原作者等は、著作物の映画的利用について、次のような権利を有するものであることを明らかにすることが適当である。

(1) 小説、脚本を映画化する等著作物を映画的に翻案し、または音楽を映画の背景音楽としてサウンド・トラックに固定する等著作物を映画的に複製すること。

(2) 以上のように小説等が映画化され、音楽が固定されている映画を頒布（いわゆる配給）すること。

(3) このような映画を公に上映し、および放送すること。

なお、このような原作者等が有する権利について、映画の流通の円滑化を図るという見地から、原作者等が著作物の映画化を許諾した場合には、その映画の利用に関して製作者に譲渡されたものと推定する等の措置を講ずるかどうかが問題となる。しかしながら、現在、原作者等に関しては、映画化契約の締結に際してある程度明確に映画の利用についても契約がなされており、とくに推定等の措置を講じなくとも、映画の経済的利用を妨げるおそれは少ないと考えられること、また、映画の製作目的等からして契約の内容は必ずしも一様ではなく、法律上画一的な推定等の制度を設けることはむしろ適当ではないと考えられること等から、これらの権利について製作者への譲渡を推定するような趣旨の規定は、設

けないこととした。

(三) 著作物を別途利用する権利

原作者等は、映画に利用された自己の著作物を別途利用する権利を有するが、他国の法制にみられるような一度映画化を許諾した場合には、一定期間映画化権の行使を制限する等の特別の規定を設ける必要はなく、個々の映画化契約の内容に委ねることとする。

ただし、脚本については、原作となる小説に比して映画の内容を決定づけることが直接的であることを考慮し、その再映画化の権利は、再映画化以前に映画化された映画の経済的利用を害することがないよう行使されなければならないことを法律上明らかにすべきものとした。その方法としては、たとえば、特約なき限り一定期間脚本の再映画化の許諾を与えることができない旨を規定し、あるいは単に脚本の著作権の行使によって、映画の利用権が害されてはならない旨を規定すること等が考えられる。

2 映画の著作権・著作権者

(一) 映画の著作権は、映画の全体的形成に創作的に関与した者であるとした。

(1) 映画の著作権は、映画製作者であり、あるいは、少くとも映画製作者を著作者とみなすべきであるとの考え方があつた。このことは、いわゆる法人著作・職務著作の理論をもって裏付けられ、映画製作の態様および映画製作の目的からして、映画の製作を発意し、多種多様の参加者の芸術的および技術的寄与を総括する映画製作者の行為は法律上映画の著作行為であり、映画の製作者に著作権が認められるべきであると主張される。

しかしながら、法人著作・職務著作に関して述べたとおり、ある著作物については法人等を著作者とすることが合理的である場合もあるが、映画のように関与者個々人の創作的寄与が明白であり、また、製作者と関与者との契約が個々にさまざまな形態をとるものに、画一的に法人著作・職務著作の考え方をとり入れて製作者を映画の著作者そのものであるとするのは、無理であると考えられる。

(2) 映画の著作者たる者は、もとより単にその製作に関与したというだけでなく、映画に対して一貫したイメージを抱き、それを実現する者、すなわちその関与は創作的であり、かつその創作的関与が映画の全体的な形成に係るものでなければならぬ。

実際に映画製作に関与する多数の者のうち、どの範囲の者がこのような著作者たる者に該当するかについては、さまざまの見解がありうる。

たとえば、一つの考え方として、このような者とは、実際に映画製作の全分野を指揮する者であり、関与者中監督およびプロデューサー（映画製作の全体を企画指揮する者）がこれに該当するものであるとすることが考えられる。このことは、映画について従来明確でなかった著作者の範囲を後日に疑問を残さぬようにできる限り具体的かつ明確に定めるためには、適当であるともいえる。

しかしながら、この考え方については多くの反対意見が明らかにされており、また、映画に対する関与者の寄与のあり方からすれば、むしろ、映画の各分野において創作的に活動する者の関与が映画の全体的形成に創作的な関与として現われている場合には、そのような者もまた著作者たりうるものとするのがより適当であると考えられる。

(3) このように考える場合には、映画製作の過程において創作的に関与する者の中から映画の著作者たりうる者を法律上その職名によって抽象的に定めることは困難となり、「映画の全体的形成に創作的に関与した者」として、具体的にその者が何人であるかは、個々の映画について実際に判断される場所に委ねざるをえなくなる。

これらの者の中には、監督、プロデューサー、カメラマン、美術監督等の役割を果す者が含まれ、俳優も、主要な役割を演ずる等により映画の全体的形成に創作的に関与したと認められるものである限り、映画の著作者たりうるものと考えられるが、法文上これらを例示することは適当ではない。

(4) 脚本および映画音楽の著作者については、その創作は、映画の製作を目的とするものであり、その創作性は、映画において実現、化体されるものであるから、これらの者は、映画の著作者とすべきであるとの考え方もありうる。

右の考え方をとり、これらの著作者に映画の著作者の地位を与えることとした場合には、これらの脚本等は当該映画を離れて別に著作物として存在しうるところから、これらの脚本等の著作者は、原作となつた小説の著作者等と同様に映画の利用について原著者としての権利をあわせ有する場合がありますることとなる。

このことに対しては、個々の脚本等の間に、あるいは同一の脚本等の間においても、その著作者の映画に対する権利について差異を生ぜしめる結果となり、いたずらに映画の利用に対する権利関係を複雑にするにすぎないとして、脚本等の著作者からも、芸術論的な立場からはともかく、法律上は、

むしろ映画の原著作者として、保護されることが望ましいとの意見があった。

以上のところから、前述のように脚本および音楽の著作者は、小説の著作者と同様に取り扱いすることとし、映画の著作者からは除外することとした。

(二) 映画の著作権は、映画製作者に帰属するものとした。

(1) 映画の著作権(利用権)は、従来から映画製作者が行使しており、また、映画製作の目的および態様からして、映画製作者が集中的に行使できるようにすべきものであることは、大方の異論のないところである。

映画製作者が映画の著作権を集中的に行使できるようにする方法としては、共同著作者に発生した著作権は、特約のない限り映画製作者に譲渡されたものとする推定規定を設ける方法と、著作権は、映画製作者が有する旨を法定する方法が、主として問題となる。

(2) 映画の著作者の範囲を限定する場合には、映画の著作権の処分は、一応映画の著作者と映画製作者の契約に委ね、法律上は権利の譲渡を推定するに止めることで、映画の著作権の映画製作者への集中の目的が達せられるものと考えられる。しかしながら、前記したごとく、映画の著作者を映画の全体的形成に創作的に関与した者であると抽象的に規定することとした場合には、法律上範囲の不確定な多数の著作者がさまざまな態様で権利を留保する可能性があり、第三者が映画を利用する場合にかなる者の同意をうればたりるかを見極めることは困難となつて、映画の利用の円滑化を図るという目的を達することはできない。このことを考えれば、映画の著作者は個々の映画について「映画の全体

的形成に創作的に関与する者」として認められうる者であるとしても、映画の著作権は法律上限定された一者が有するものとする措置が必要であり、通常の映画製作の目的と態様からして、その者は映画の製作に発意と責任を有する映画製作者であることが適当であると考えられる。

また、通常は、映画は、映画製作者が多数の製作費を投入して、多数の関与者を集め、企業活動として製作し、公表する特殊な著作物である。前述したとおり、これに法人著作・職務著作の考え方を導入して製作者を映画の著作者そのものと認めることが困難であるとしても、映画の経済的利用権である映画の著作権を当該映画の製作者に与えることは、上記の映画の製作の特性にかんがみ、社会的にもじゅうぶん容認されるところであると考ええる。

なお、映画の著作権には、映画の一コマを別途写真として利用することも含まれるものとする。

(3) この場合、映画の著作者および映画製作に関与したその他の者が、映画製作者と契約して映画製作者の映画の著作権の行使について制限を付し、または映画の著作権を取得することが、私権の自由な処分として認められることは、もとよりである。

(三) 映画の著作者は、かなり多数の者であることが予想されること等から、映画の著作者の人格権は、他の著作物の著作者の人格権とは別にとくに措置をして、映画の利用に対する人格権による主張が、社会的にみて合理的な範囲にとどまるようにする必要があると考えた。

(1) 映画の著作者は、映画の利用に関してその名が表示されることを要求できるものとする。この場合、表示の方法等は、映画に関し行なわれている氏名表示の慣行に従うべきものと考ええる。

(2) 映画の著作権者は、作品の内容を変更するようなフィルムのカット、再編集および劣悪な状態での上映等、いちじるしく作品を傷つけるような映画の改変および利用を禁止できるものとする。このように映画の改変についてそれがいちじるしく作品を傷つける場合とし、一般の著作権者人格権より要件を加重したのは、映画フィルム等映画が固定されている物の利用過程における破損等が直接に映画の改変をもたらすことおよび映画の著作権者が多数であることを合せ考えれば、特別な措置が必要であると考えたからである。

なお、映画の著作権者が多数であることから、その人格権の行使にあたっては、これらの者は相互および映画製作者に対して、相当な配慮をするものとし、一部の著作権者の人格権の行使によって他の共同著作権者および映画製作者の利益が不当に害されることのないよう措置する必要がある。

3 以上の結論に対しては、2(1)で述べたような考え方から、映画は、映画製作者の単独の著作権者であるとする少数意見が留保されている。

第三 著作権の内容

一 著作権の内容

△答申▽

1 著作権者は、著作物をその方法のいかんを問わず有形的に複製する権利、およびその著作物を上演し、演奏する等によりいわば無形的に複製する権利を排他的に有するものであることを明らかにするものとする。

その内容としては、おおむね次のようなものが含まれるものとする。

- (一) 著作物を文書、写真等により複製すること。
- (二) 建築の著作物の設計図等美術の著作物の下図、設計図等に従って美術の著作物を完成することを含む。
- (三) 著作物を録音、録画すること。
- (四) 演劇的な著作物を公に上演すること。
- (五) 音楽の著作物を公に演奏すること。
- (六) 著作物を放送すること。
- (七) 文芸、学術の著作物を公に朗読すること。
- (八) 美術の著作物の原作品を公に展示すること。
- (九) 映画に利用された著作物および映画を頒布し、および公に上映すること。

なお、前記の上演、演奏、放送等にあつては、録音物、録画物またはその他の固定物による場合を含むものとする。

2 著作者は、その著作物の翻訳、翻案、編曲その他の変形物についての前記のような利用を許諾する権利を有することを明らかにするものとする。

1 現行法は、著作者が著作物を「複製する権利」を専有し、それに翻訳権および興行権が含まれることを明らかにするとともに、別に、映画、放送、録音に関する規定を漸次挿入してきているが、このような規定を整理し、今日における著作物の利用状況に即応するように権利の内容を明確に定め、著作者は、その著作物を有形的および無形的に複製する権利を排他的に有することを明らかにするものとした。

(一) 著作物を文書、写真等によって複製する権利（複製権）は、小説、詩歌、論文等を印刷し、絵画、彫刻等を写真複製し、その他著作物を録音・録画すること以外の方法で有形的に複製することの一切に及ぶものとする。

著作物の一部分を複製することも、また、美術の著作物にあつては、複製の大きさあるいは次元を異にする場合にも、この権利は及ぶ。

建築物の模倣建築その他美術の著作物の模写、模造に複製権の及ぶことはもとよりであるが、下図、設計図等に基づいて建物等を完成するいわゆる実施権を複製権の内容として認めることとするかどうかは、特許法等の工業所有権の制度ともかかわるところであつて、著作物として保護されるすべての図面について、著作権法上この権利を認めることには問題がある。一方、美術の著作物における美的形象は、それが完成した作品によって具体的に表現されている場合と同様に、すでに下図等によって抽象的に表現されている場合においても保護されるべきものであり、下図等にしたがつて無断で作品を完成す

ることは、すでに下図等によって抽象的に表現されている美術の著作物の複製権を侵害するものと考えられる。よつて下図等については、それが美術の著作物のための下図、設計図、模型等である場合には、また、その場合に限りその複製権はそれに従つて作品を完成する権利を含むものと解すべきである。

(二) 著作物を無形的に複製する権利の内容としては、演劇的な著作物を公に上演すること（上演権）、音楽の著作物を公に演奏すること（演奏権）、著作物を放送すること（放送権）、文芸、学術の著作物を公に口演、朗読すること（口演・朗読権）、美術の著作物の原作品を公に展示すること（展示権）、映画に利用された著作物および映画を公に上映すること（上映権）等とすることが適当である。さらに、著作物の上演、演奏、放送等を有線その他なんらかの方法により公に伝達することについても、権利は及ぶ。

これらの権利は、無形の複製が「公に」なされる場合にはたゞ、私的になされる場合には及ばない。また、著作物の上演、演奏、放送等にあつては、録音物、録画物またはその他の固定物を用いてなす場合でも、そこに著作物が利用されているという点において、著作物が直接に上演され演奏されている場合と異なるところはないと解せられるから、この場合にも権利が及ぶべきものとした。

なお、映画に利用された著作物および映画については、ベルヌ条約ブラッセル規定の定めるところにかんがみ、それを頒布する権利（いわゆる配給権）を認めることとした。

2 たとえば、小説を脚色した脚本を上演する場合には、脚色者の許諾とともに原小説の著作者の許諾を得ることを必要とする等、著作物の翻訳、翻案、編曲その他の変形物等の二次的著作物が、利用される場合

には、原著作物の著作者の許諾をも要するものであることは、従来からも認められているところであつて、その旨を明らかにすることとした。

二 放送権

△答申▽ 著作物の放送に関する著作者の権利の内容は、次のとおりとする。

- 1 ラジオ放送、テレビジョン放送等によって著作物を放送することの許諾権
- 2 放送された著作物を原放送事業者以外の者が再放送し、または有線で再送信することの許諾権
ただし、放送が適法になされたものである限り、放送された著作物を営利を目的とすることなく有線で再送信することは、放送権の侵害とはならないよう措置するものとする。
- 3 放送された著作物を拡声機等によって公に伝達することの許諾権
ただし、その公の伝達が、通常はもっぱら家庭内において用いられる種類の受信装置の利用によってなされる限りは、放送権の侵害とはならないよう措置するものとする。

現行法第二十二條の五第一項は、著作物の無線電話による放送の許諾権を規定しているが、今日における民間放送の出現、テレビジョン放送の発達、有線放送の普及等にかんがみ、放送に関する権利の内容を明らかにする必要がある。

1 著作物をテレビジョン放送により放送することについては、著作権者の許諾を要するものであることは、現行法の解釈上も、また実際の取り扱いにおいても、認められているところであり、著作権の内容として、ラジオ放送およびテレビジョン放送等により著作物を放送することの許諾権を明確に定めることにした。

なお、著作物を有線によって公に伝達することは、ここにいう放送に該当するものではない。

2 放送された著作物を原放送事業者以外の者が受信してさらに放送すること（いわゆる再放送）および有線ですらに公に伝達すること（いわゆる再送信）については、そこに著作物の新たな放送、公の伝達があるものと考えるのが相当であるから、原放送の許諾とは別に、著作権者の許諾を要するものとすべきである。

しかしながら、たとえば、わが国の農村地域等において広く開設されている公共的性格の強い有線放送施設が放送を受信して加入者に伝達することについては、このような施設の設置の趣旨、およびその非営利的な性格を考えれば、著作権者の許諾を要するものとすることは適当ではない。よって、適法になされた放送の有線による公の伝達については、それが営利を目的とするものではない限り、著作権者の許諾を得ることなく行なうことができるよう措置することとした。

なお、ホテル、病院等において放送を受信して各個室に伝達する場合等一の構内において行なわれるものおよびテレビの難視聴地域における共同アンテナを通じての共同受信等単なる受信技術上の手段にすぎないものは、いずれもここにいう放送された著作物の有線による公の伝達には該当しないものと考ええる。

3 公に著作物を聴かせ、または見せることは、それが実際にそこで演奏等が行なわれているものであると、レコード等によるものであると、さらに放送を受信して行なわれているものであると、そこに著作物が利用されているという点において異なるところはない。

そして、通常著作物の放送の許諾は、家庭内で受信されることを目的としている放送についてなされる

ものとするのが相当であるから、それを受信して公に聴かせ、または見せることについては、あらためて著作権者の許諾を要するものと一応考えられる。

ところで、わが国においては、従来から少くとも家庭用の受信装置により、放送された著作物を公に伝達することは、日常自由に行なわれており、これをすべて著作権者の許諾にからしめることは、妥当な措置とはいいがたい。よって、このような公の伝達については、拡声機等による場合に限定し、たとえば、喫茶店で音楽の放送を増幅装置を用いて聴かせる場合、テレビジョン放送を劇場でスクリーンに拡大して見せる場合等、通常はもっぱら家庭内において用いられる種類の受信装置に別途拡声装置を付加して行なう場合あるいは、特別の受信装置を用いて行なう場合において、著作権者の権利が及ぶものとするにととした。

三 美術の著作物の展示権

《答申》

1 美術の著作物の展示権については、所有権との妥当な調整を図って、次のように措置するものとする。

(一) 美術の著作物の原作品を公に展示するについては、その著作権者の許諾を要する。

(二) 美術の著作物の原作品が譲渡された場合には、特約による留保がない限り、所有者において、原作品を公に展示することができる。

(三) 特約による展示権の留保は、善意の第三者には対抗し得ない。

2 なお、美術の著作物をテレビジョン放送することは、放送権の内容をなすものであり、展示にはあたらぬものとする。

1 美術の著作物を公に展示することについて著作権者の許諾を要するかどうかは、現行法上明確ではないが、美術の著作物にあつては、展示がその主要な利用の態様であることからして、これについて著作権者に権利を認めることが必要である。この場合、美術の著作物の展示のもつ意義からみて、その複製物が展示される場合にまで著作権者の権利を認めることは、必ずしも必要ではなく、美術の著作物の鑑賞の本来的形態である原作品の展示についてのみ、考慮すれば足りる。

一方、美術の著作物の原作品は、商品として取り引きされ、所有権の客体として大きな意味を有するが、それを公に展示することについては、その場合に著作権者の権利が及ぶものとするのは、所有権の行使に対し制約を課する結果となることも考慮されなければならない。

よって、美術の著作物の著作権者は、その原作品を直接公に提示する権利（展示権）を有すること、およびその原作品が譲渡された場合には、特約による留保がない限り、原作品の所有者においてそれを公に展示することができる。さらにその原作品が転売等された場合には、特約による留保は、善意の第三者に対抗できないことを定めることとした。

なお、この展示権は、財産的権利であつて、人格権の一内容としての著作物を公表するかどうかを決定する権利とは区別されるものである。

2 美術の著作物をテレビジョン放送によって放送することは、美術の著作物の公の展示であるとの意見もあるが、たとえば、上演された演劇的著作物を放送することが著作物の上演ではなく、もっぱら放送権の内容として取り扱われることと同様に、テレビジョン放送によって美術の著作物を公に提示することは、

美術の著作物の放送権の内容をなすものであり、ここにいう展示にはあたらないものとした。

四 美術の著作物の追及権

《答申》 わが国における美術作品の公売制度その他その売買の実情からすれば、現在直ちにこの制度を実施することは必ずしも適當ではない。

しかしながら、美術の著作物の著作者の保護という見地からは、この制度自体は検討に値するものであると考えられるので、美術作品の公売制度等制度の前提となる実体の推移を勘案し、将来において制度の前提となる実体が整った場合には、あらためて追及権制度の創設について積極的に検討すべきものと考ええる。

美術の著作物によって得られる経済的利益は、他の著作物と異なり、作品の売却に依存するところが大きい。ひとたび作品が著作者の手を離れば、著作者の名声が高まること等により、作品が高額で取り引きされても、著作者には何らの利益ももたらさなくなる。このような一面の不合理を是正するため美術の著作物の著作者には、その作品の売買に際しその収益の分配にあずかる権利を認めようとするのが、いわゆる追及権の制度であり、フランス、イタリア等の若干の立法例がみられ、またベルヌ条約ブラッセル規定もその採用は各国の自由に委ねつつも、この制度を規定しているところである。

追及権の制度としては、最初の売買の価格を基準として以後の値上りによる利益に介入するという考え方で、値上りしたかどうかにはかわらず以後のすべての売買に介入できるという考え方があるが、いずれに

せよ美術作品の売買価格を正確に把握しうることに制度の前提となり、実際には、美術作品の売買が公開の競売で行なわれることが通常であるような状態がこの制度の実施のためには必要である。

したがって、わが国の実情からすれば、現在ただちにこの制度を実施することは困難であると考えたが、美術の著作物保護の見地からは、この制度は検討に値するものであるから、将来において美術作品の公売制度等制度の前提となるものが整った場合には、あらためて追及権制度の創設について積極的に検討すべきものと考ええる。

五 録音物の頒布権

《答申》 録音物の頒布権は、認めないものとする。

音楽の著作物の録音物を商業的に頒布する権利——取り引きに置く権利——を著作権の内容として認めるかどうかについては、ベルヌ条約の改正のためのブラッセル会議において論議のあったところであるが、通常録音を許諾する場合には、その録音物の頒布をも予定しているのであって、頒布につき地域的制限を付する必要がある場合には、録音の許諾に際してそのことを契約条件とすればたり、とくに、著作権の内容として頒布権を認め、録音物の頒布に関する地域的制限等に物権的效果を与えることは適當ではない。

なお、頒布された音楽の録音物を公の演奏または放送に使用することについては、公の演奏権または放送権以外には、いかなる著作者の権利も及ぶべきものではないと考ええる。

第四 著作権の制限

前記した著作権の内容の明確化に合わせて、著作物の利用に關し必要とされる著作権の制限について、今日の実態に即し、次のようにその規定を整備することとした。

一 私的使用

△答申▽ 1 有形複製

(一) 「器械的または化学的方法」によらないことを条件とする現行法を改め、複製手段を問わず、発行する意思がないこと、営利の目的を有しないこと、もっぱら私的な利用に供する目的であること等を基準として、個人的使用および家庭内その他特定かつ閉鎖的な範囲内における使用についての自由利用を認めることとするのが適當である。

(二) 私的な利用に供する目的で作成した複製品によって著作物を公に提示することは、認められないものとする。

2 無形複製

次の場合には、その上演、演奏等は、公になされた上演、演奏等にはあたらないものとする。

(一) 観衆または聴衆が家庭的範囲等特定かつ少数である場合

(二) 観衆または聴衆が比較的多数であっても、その範囲が明確に限定され、かつ、それらの者が相互に個人的に結合されている場合

いわゆる会員組織または特定企業の従業員ということが直ちにこれに該当するものではなく、この

ような観衆または聴衆の人的範囲の限定のほかに、その人的範囲の相互間に個人的結合関係の存在する場合である。

なお、観衆または聴衆が不特定であっても少数の場合には、営利性との関連等その使用の目的、態様からして、社会通念上「公の演奏」にはあたらないものとすべきものがあると考えらる。

1 有形複製

(一) 現行法は、発行を目的としない著作物の複製を、「器械的または化学的方法」によらないことを要件として認めているが、このことは、今日における複写装置、録音装置等の発達・普及により実情に即しないものとなっており、複製手段を手写等に限定することは適當ではない。

むしろ、私的利用を認めることとする趣旨からいって、著作物の複製については、その作成の目的を判断の基準とすべきであり、発行する意思がないこと、営利の目的を有しないこと、もっぱら私的な利用に供する目的であること等の条件を具備する場合において、自由利用を認めることとした。

このような自由利用が認められる場合としては、個人的使用および家庭内の使用のほか、たとえば小学校の学級内等、特定かつ閉鎖的な範囲内における使用が考えられるが、その範囲については、著作権者の経済的利益を害しないよう厳格に解される必要がある。

複製することのできる部数については、右のような趣旨からして、通常その使用範囲内において必要と考えられる程度の小部数に限定されるべきことは、いうまでもない。

なお、私的使用について複製手段を問わず自由利用を認めることは、今後における複製手段の発達、

普及のいかんによつては、著作権者の利益を著しく害するにいたることも考えられるところであり、この点について、将来において再検討の要がある。

(二) 私的な利用に供する目的で作成した複製品によつて著作物を公に提示することは、その複製の目的を逸脱するものであり、そのような利用は、認められないものとした。

2 無形複製

第三の1(二)で述べたとおり、著作物の上演、演奏等により著作物を無形的に複製する権利は、無形の複製が公になされる場合にのみ及ぶものであるが、これに該当しない場合について、その判断の基準を次のように明らかにすることとした。

(一) 観衆または聴衆が特定かつ少数である場合

家庭内における音楽の演奏に権利が及ばないことは疑問の余地はなく、また、数人の同好者を聴衆とする場合等観衆や聴衆が特定かつ少数である場合も公の演奏等にはあたらない。

(二) 観衆または聴衆が特定かつ多数の場合

観衆または聴衆が比較的多数であっても、その範囲が明確に限定され、かつ、それらの者の相互間に、直接に、あるいは主催者との関係を通じて、個人的結合関係の存在する場合には、そこで行なわれる上演、演奏等は、公になされた上演、演奏にはあたらない。たとえば、通常の結婚式の披露宴における演奏等がこれである。

さらに、工場内におけるバックグラウンド・ミュージックのように、聴衆が一企業内の従業員というこ

とで特定されていても、従業員の数が相当多数に上る場合においては、著作権が及ばないものとするとは、適当ではない。また、会員組織という形をとっているものについても、これと同様に考えるべきである。

(三) 観衆または聴衆が不特定かつ少数の場合

聴衆等が不特定である場合には、原則として「公」であると考えられるが、たとえば、病院、理髪店の待合室において音楽を流す場合のように、著作物を直接営利の目的に供しては、かつ、その使用の態様が小規模のものであるときは、社会通念上権利を及ぼすことは、必ずしも妥当とはいいがたいものがあり、このような場合には、公の演奏としては、取り扱わないことも考慮すべきである。

(四) 使用者のほかには、観衆または聴衆がない場合

たとえば、オーケストラの練習の場合のように、演奏者等のほかには、聴衆等のいない場合が、公の演奏等に当たらないことは、もとよりである。

二 著作物の引用

△答申▽

1 報道、批評、学術研究の目的とする引用等公正な慣行に合致し、かつ、目的上正当な範囲内の著作物の引用は、短い著作物の全部を引用することおよび美術の著作物等の全体を利用することをも含めて、適法なものとする。

2 「文芸学術の著作物の文句を自己の著作したる脚本に挿入すること」および「文芸学術の著作物を説

明するの材料として美術上の著作物を挿入し、または美術上の著作物を説明するの材料として文芸学術の著作物を挿入すること」を適法とする現行法第三十条第一項第四号前段および同条同項第五号のような規定は、特に設けないものとする。

1 自己の著作物中に他人の著作物の一部を引用することについては、その目的、態様が、引用しおよび引用される著作物の性質からみて社会的に妥当であると認められ、かつ、その範囲が目的上必要な限度にとどまる場合には、著作権が及ばないものとしてさしつかえなく、また、実際上もそのように取り扱われている。

この場合、たとえば、批評のためには、その批評の対象となる著作物のある程度まで引用することは認められても、小説等に他の著作物を引用する場合は、その範囲は自ら小部分に限定されるものと解すべきである。さらに、現行法は、「節録引用」に限って認めているが、目的上必要であるときは、短い著作物の全部を引用することおよび美術の著作物、写真、図形等の全体を利用することも、場合によっては、容認されるものである。

以上のような趣旨において、報道、批評、学術研究の目的とする引用等公正な慣行に合致し、かつ、目的上正当な範囲内の著作物の引用を認める措置を講ずることとした。

なお、著作物の引用は、自己の著作物中に他人の著作物を引用することであって、他人の著作物のみをもつて一の編集著作物を作成することまでを含むものではない。

2 引用に関し、以上のように措置することとしたことに伴い、現行法がとくに適法とする旨を規定してい

る「文芸学術の著作物の文句を自己の著作した脚本に挿入すること」および「文芸学術の著作物を説明するの材料として美術上の著作物を挿入しまたは美術上の著作物を説明するの材料として文芸学術の著作物を挿入すること」については、とくに規定を設ける必要はないものとした。

三 教育の目的のための使用

△答申▽ 1 教科書のための使用

- (一) 文部省著作の教科書および検定教科書のために著作物を使用することについては著作権者の許諾を要しないこととするが、審議会の意見を聞いて文部大臣が定める額の償金を支払うべきものとする。
- (二) 人格権の保護の見地から、使用にあたっては事前に著作者に通知すべきものとし、それとともに、教育目的上必要な最少限の著作物の改変は、認められるものとする。

なお、著作者に対する事前通知義務が守られるよう配慮すべきものとする。

2 その他教育目的のための使用

- (一) 学校教育番組のための使用
放送における学校教育番組のための使用については、教科書のための使用の場合に準ずるものとする。

(二) 教育の過程における使用

学校教育および社会教育を通じ、教育の過程における使用については、原則として、自由利用を認めるのが相当であるが、その使用の態様からすれば、公でない使用あるいは収益を目的としない上演、演奏等として取り扱うこととし、この使用のために特別の措置を講じないことが適当である。

教育の目的のための使用に関して著作権を制限し、その使用を容易にすることは、各国の立法例においても広く見られるところであり、現行法も一部の教科書に関する自由利用を定めているが、この際教科書における利用その他教育目的のための使用に関する著作権の制限につき、その取扱いを明らかにすることとした。

1 教科書のための使用について

(一) 現行法は、「普通教育上の修身書及読本」の用に供する場合に限って、著作物の「抜萃輯集」を自由としているが、教科書のための使用について自由利用を規定する趣旨が、教育上の見地から最も適切かつ必要と認められる著作物を教材として容易に活用できるようにすることからすれば、対象とする教科書を教科書によって区別することは、適当ではない。また、現に、国語、音楽等の教科書においてみられるように、著作物の全体の使用が必要とされる場合が多いことを考えれば、使用を認める範囲を「抜萃」に限定することは、実情に沿わないものといふべきである。

以上のところから、小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校において用いられるすべての文部省著作の教科書および検定教科書のためにその必要の範囲において著作物を使用することについては、著作者の許諾を要しないものとした。

この場合、対象とする教科書の範囲および著作物の使用を認める範囲を、それぞれ拡大することにもない、また、現に教科書のための著作物の使用に対しては、使用料等の何らかの補償の支払いがなされていることにかんがみ、公益との権衡を考慮して、著作権者の経済的利益を補償する必要がある。よ

って、教科書のための使用にあたっては、文部大臣が審議会の意見を聞いて定める額の償金を支払うべきものとした。

なお、その償金の額については、現に支払われている額を考慮して定めることが必要と考える。

(二) 教科書のための使用に関しても、著作者の人格権はじゅうぶん尊重されるべきであり、著作者は、著作物の改変に対し異議を申し立てることができることは当然であるが、従来からこのことに対する著作者の権利行使の機会がかならずしもじゅうぶんでなかったことを考慮し、使用にあたっては、事前(検定教科書にあたっては検定出願前に)著作者に通知することを要するものとした。また、それとともに、当用漢字に改めること、現代かな使いに改めること等教育の目的のために必要な最少限の改変については、著作者の同意を要しないものとした。

(三) なお、通信教育用学習図書および教師用指導書に著作物を使用することについては、教科書の場合に準じて取り扱うこととしてさしつかえないものと考えられる。

2 その他教育目的のための使用

(一) 学校教育番組のための使用

学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠して行なわれる学校教育のための放送番組に係る著作物の使用については、教科書における使用と同様の事情が認められるところから、これに準じて取り扱うこととした。

(二) 教育の過程における使用

たとえば、授業時間や学芸会における音楽の演奏等のように、教育の過程において著作物を無形的に複製することについては、その使用態様からみて、一般に自由利用が認められてしかるべきものであるが、別に措置する「公でない演奏等」あるいは「収益を目的とせず、かつ、出演者が報酬を受けない演奏等」に該当するものとして取り扱えばたり、とくに、これについて規定を設ける必要はない。

また、たとえば、補助教材として著作物を複製配布すること等、教育の過程において行なわれる著作物の有形複製についても、自由利用を認める必要がある場合が多いが、これについては、一(一)に述べた著作権者の権利の及ばない特定かつ閉鎖的な使用に該当する場合においてのみ自由利用が認められるべきであり、それ以上の自由利用を認めるような特段の措置を講ずることは、適当ではない。

以上の取扱いは、学校教育における場合のほか、社会教育をも含め、広く教育の過程における使用についても同様とする。

なお、以上に関連して、もっぱら教育目的で利用されることを意図して創作された著作物をその他の著作物と同様に教育目的のための著作権の制限に服させることは当該著作物の目的とする利用についての著作権を制限することになり、問題のあるところと考えられるので、当該著作物の経済的利用を害しないよう配慮する必要があると考える。

四 図書館における複製

△答申▽

1 図書館が、利用者の私的使用のために、その委託に応じ、所蔵する著作物をマイクロ・フィルム、写

真等により複製することは、原則として、著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合には限り、適法とする。

2 ただし、利用の目的上妥当と認められる場合に限り、若干部数の複製も認められるものとする。また、定期刊行物に掲載された個々の著作物については、その全部の複製も認められるものとするが、著作物の経済的利用を害しないよう配慮すべきものとする。

3 図書館自体が、所蔵する図書等の保存の必要上その複製物を作成することは、著作物全部の複製についても適法としてさしつかえない。

4 また、絶版その他の理由により入手することが困難な著作物については、図書館は、他の図書館の委託に基づき、その所蔵する図書等の複製物を作成し、提供することができるものとする。

5 以上の複製が認められる図書館は、公共的性格を有すること、一定の資格を有する専門的職員が置かれていて、こと等の基準により限定すべきものとし、その限定の方法としては、行政庁が認定する制度を考慮するものとする。

図書館の行なう図書等の複製物の作成については、図書館の奉仕機能に照らし、ある程度自由に行ないうるものとする必要が認められる。

一方、将来における複写装置の発達には予期しがたいものがあり、それにとまなう利用度の増加を考慮すれば、図書館が行ないうる複製物の作成は、著作権者の経済的利益を害しない程度に限定されたものでなければならぬ。

以上のところから、図書館における複製については、次のような措置を講ずることとした。

なお、図書館以外の者が、委託を受けて第三者の私的使用のために機械的に複製することについては、一般原則に従って著作権者の許諾を要するものである。

1 図書館が利用者の委託に応じ、その所蔵する著作物をマイクロ・フィルム、写真等により複製して提供することは、もっぱら利用者がその複製物を個人的な調査研究その他私的な利用に供する場合に限定して、認められるものとする。また、著作権者の権利を保護する趣旨からして、原則として、複製できる範囲は、著作物の一部分とし、複製しうる部数も、一人につき一部とする。

2 複製しうる部数については一人につき一部を原則とするが、その利用の目的上妥当と認められる場合であれば、必要な限度における二、三部の複製も認められるものとしてさしつかえない。

また、複製できる範囲は、たとえば、単行本にあつては、その一部分の複製に限られるべきであるが、定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その一部分を複製したのでは、その利用の目的をじゅうぶんに達成することができない場合も考えられるので、その全部の複製も認められるものとする。しかしながら、その取扱いについては、たとえば、その定期刊行物の次号がすでに発行されている場合に限り、著作物の経済的利用を害しないよう配慮すべきものと考ええる。

3 図書館自体が所蔵する図書等を保管の技術的必要上マイクロ・フィルム等で縮小して複製し、あるいは、所蔵する稀覯本の損傷・紛失を防ぐためその複製物を作成して利用に供する場合等、その図書の保存上の必要に基づく複製は、著作物の全部についても認めることとしてさしつかえない。なお、以上の場合のほかは、一般に、閲覧・貸出のために著作物の複製物を作成することは認めがたいところである。

4 絶版その他の理由により、一般には入手困難な蔵書等について図書館が他の図書館の委託に基づき、その複製物を作成し、提供することは、図書館の性質上容認されるべきものと考ええる。

5 以上の複製が認められる図書館は、図書館法にいう図書館に限らず、学校、研究機関に付属する図書館をも含め、一般的には公共的性格を有し、記録保存的機能を果たすものとする（民間企業の設置する専門図書館もこの趣旨に合致するのであればこれに含めてさしつかえない）。また、図書館における複製の適正を期する趣旨において司書等一定の資格を有する専門的職員が置かれていること、およびその専門的職員が著作権に相当の知識を有すること等を考慮すべきであり、これらを基準として、文部大臣が認定する制度を考慮することとする。

五 収益を目的としない上演、演奏等の場合

△答申▽

1 「収益を目的とせず、かつ、出演者が報酬を受けない興行」について自由利用を認める現行法のためまゝは維持することとするが、「営利を目的としないこと」という要件を付加する等の方途により、宣伝を目的とする上演、演奏等は、適法としない旨を明らかにすることが適当である。

2 以上により適法とされる上演、演奏等を放送することについては、現行法のためまゝを改め、著作権者の許諾を要するものとする。

1 「収益を目的とせず、かつ、出演者が報酬を受けない」上演、演奏等については、現行法どおり、自由利用を認めることとする。ただし、宣伝のための演奏等直接収益を目的とはしないが、主催者の営利の目

的のために催されるものについてまで、著作権を制限することは、適當ではないので、「営利を目的としないこと」という要件を付加する等の方途により、これら営利性を有する上演・演奏等を自由利用の範囲から除外する趣旨を明らかにすることとした。

なお、収益の全部が慈善目的に支出されるいわゆる慈善興行について著作権を制限する若干の立法例も見られるが、わが国においては、實際上濫用のおそれがあると考えられるので、これについて自由利用を認めることは適當ではない。

2 現行法は以上のところにより適法とされる上演・演奏等を放送することについても自由利用を認めているが、放送についてまで著作権を制限すべき理由は認められないので、現行法のたてまえを改めることが適當である。

六 放送事業者による一時的固定

《答申》

1 放送事業者は、放送の許諾を受けた著作物を自己の放送のために、かつ、自己の手段をもって一時的に固定することができるものとする。ただし、この場合において、放送事業者は、当該著作物の放送の許諾を同じく受けている他の放送事業者に委託して行なうことができるものとする。

2 右の一時的固定物は、固定後六月以上保存することはできないものとする。ただし、このような固定物が資料としての価値を有するものときは、公の記録保存所に保存することができるものとし、公の記録保存所等その制度の内容については、政令等により措置することが適當である。

1 放送の許諾を受けた著作物をもつばその放送のための技術的手段として固定することについては、それが、許諾を受けた著作物の放送を行なうための単なる技術的手段にとどまる限り、その固定の目的から見て、別に著作権者の許諾を要するものとする必要はない。よって、放送事業者は、放送の許諾を受けた著作物を自己の放送のために、かつ、自己の手段をもって一時的に固定することができるものとする。ただし、この「自己の放送」、「自己の手段」という要件に関しては、わが国における民間放送事業のあり方にかんがみ、NHK内の中継放送と民間放送事業者間のネット・ワークとの取扱いの均衡をはかるため、特別の配慮を要するものがある。このため、民間放送のネット・ワークにおける各地方局は、当該著作物の放送の許諾を同じく受けているキー局に委託して、「自己の放送」のための一時的固定を行ないうるよう措置する必要がある。

2 右の一時的固定物は、その固定を認める趣旨からして、放送に使用した後は破棄されるべき性質のものであるが、放送事業の実際を考えて、固定後六か月は保存することができるものとした。また、六か月以後においてもこのような固定物が資料としての価値を有するものであるときは、資料としての活用をはかるため、政令等で定める公の記録保存所に保存することができるものとするのが適當である。なお、この公の記録保存所については、一、二の施設に限定することなく、保存の便宜を考えて、適切に設置する必要がある。

七 報道関係における著作物の使用

△答申▽

1 新聞紙または雑誌に掲載された政治上、経済上または社会上の時事問題を論議した記事は、留保の表

示のない限り、出所を明示して、新聞紙または雑誌に転載し、および放送することができるものとする。

2 公開された政治上の演説は、報道の目的のために、出所を明示して、新聞紙または雑誌に掲載し、および放送することができるものとする。

この場合において、放送されたものは、公開されたものとして取り扱うものとする。

1 新聞紙または雑誌に掲載された時事問題を論議した記事

社説等新聞紙または雑誌に掲載された時事問題を論議した記事の転載に関しては、留保の表示のない限り、その出所を明示して行ないうるものとする現行法のたてまえを維持することとした。この場合、転載しうるものは、政治上、経済上または社会上の時事問題を論議した記事であることを文言上明らかにすることが適当である。また、新聞紙または雑誌に転載することが認められる以上、放送することもできるものとしてさしつかえない。なお、放送された政治上、経済上または社会上の時事問題についての論述の利用については、留保の表示をすることが事実上困難であることなどにかんがみ、後述の公開された政治上の演説に該当するものについて報道目的のための利用を認めるにとどめるべきである。

このほか、新聞紙、雑誌に掲載され、または放送されたいわゆる報道写真については、慣行上記事とは異なる取扱いがなされていることにかんがみ、転載の自由は認めないこととする。

2 時事問題についての公開演説

時事問題についての公開演説に関しては、原則として、現行法と同様に、出所を明示して新聞紙または

雑誌に掲載しうるものとしてさしつかえないが、時事問題を論議した記事の転載の場合におけるような留保を認めないことからしても、無条件で掲載を許すことには問題があり、新聞紙または雑誌への掲載は、報道目的のために行なわれる場合に限って認められるものとし、また、時事問題についての公開演説のすべてではなく、演説者の意図、演説の内容からして、広く公衆に提供されることが予定されているもの、すなわち政治上の演説に限定して利用を認めることが適当である。

この場合においては、放送された演説は公開の演説として取り扱い、また、新聞紙または雑誌に掲載することができる演説は、同様な条件で放送することができるものとする。

八 時事の事件の報道に伴う著作物の使用

△答申▽

1 映画、写真、放送等によって時事の事件を報道する場合に、事件の報道に伴って著作物を使用するこ

とは、報道の目的上正当と認められる範囲内であれば、適法なものとする。

2 ただし、その場合に作成された固定物は、報道の目的以外には、利用することができないものとする。

1 時事の事件を映画、写真、放送等によって報道する場合に、その事件中に出現する著作物を、報道に伴って使用する結果となることは避けがたいところであり、これについて著作権者の許諾を要するものとすることは、理論的にも実際的にも妥当ではない。

よって、このような時事の事件の報道に伴う著作物の使用については、報道の目的上正当と認められる範囲内であれば、適法なものとするものとした。

2 ただし、作成された固定物を報道の目的以外に利用することを認めると、固定されている著作物が意図的に他の目的に利用されることも考えられるので、そのような利用は認められないものとした。

九 司法上の目的等のための使用

△答申▽ 裁判所等における立証・鑑定等のための著作物の複製等を適法とすることについて規定を設けることを考慮すべきである。

なお、官庁における事務用としての限られた態様の使用については、特定かつ閉鎖的な範囲における使用として取り扱えば足り、特段の措置を講ずる要はない。

現行法は、もっぱら官庁の用に供するために複製することについて、とくに自由利用を認めているが、従来「官庁の用」として認められてきたような厳密な意味における官庁の事務用に供する複製は、一の1において述べたように、発行を目的としない限られた複製として著作権者の権利が及ばない特定かつ閉鎖的な範囲における利用を認める場合には、これに含まれるものと解されることであり、とくに官庁の用に供する場合として、別に措置する必要はない。

官公庁の用に供する場合の著作権の制限としては、規定を設けるとすれば、むしろ、裁判所その他の官公署における立証鑑定のための利用等公権力の行使にかかる手続きにおいて著作物を利用する場合について定めることを考慮すべきものとした。

十 盲人用の点字による複製

△答申▽ 自由利用を認めることとする。

盲人用の点字による複製は、営利事業として行なわれる例は少なく、おおむね篤志家の奉仕によって行なわれているところであって、その部数も比較的少なく、また、その利用目的から考えても、著作権者の許諾を要しないものとしてさしつかえない。

なお、盲人用のテープについては、他の目的に転用されうることを考慮して、自由利用は認めないこととした。

十一 公衆に開放された場所に恒常的に置かれている美術の著作物の使用

△答申▽ 公道、公園その他公衆に広く開放されている場所に恒常的に置かれている美術の著作物は、複製し、および放送することができるものとする。

ただし、建築物の模倣建築、彫刻の彫刻による複製および著作物が置かれている場所と同様な場所に恒常的に置くための複製は、認められないものとする。

公園あるいは公道に面している場所等広く公衆に開放された場所に恒常的に置かれている建築物、彫刻等の美術の著作物を、写真によって複製し、または放送すること等が著作権を侵害するものであるとはいえないことは、常識的には当然のことであり、社会慣行上も容認されているところである。

そこで、このことについては、このような美術の著作物を背景として付随的に利用する場合に限らず、絵はがき等として複製し、映画的に複製・上映し、あるいはテレビ放送すること等当該美術の著作物自体を意図的に利用する場合も含めて、著作権者の許諾を要しないものとするのが適当である。

しかしながら、建築物の模倣建築、彫刻の彫刻による複製および著作物が置かれている場所と同様な場所に恒常的に置くための複製までを自由とすることは、著作権者の利益をいちじるしく害する結果となるので、認めないこととした。

なお、公開の場所に建てられている句碑、歌碑等を絵はがき、拓本等にするにより、書の著作物または文芸の著作物を複製することについては、書または文芸の著作物の著作権者の許諾を要しないものと考えらる。

十二 公開展示される美術の著作物のカタログの作成

△答申▽ 美術の著作物の公開展示の主催者は、カタログを作成するために、展示される著作物を複製することができらるものとする。

展覧会に展示される著作物を主催者が、カタログ作成のために複製することについては、それが、展示される著作物を紹介・説明するために必要な限度において、自由に行ないうるものとしてさしつかえない。

この場合、鑑賞用としての複製物の作成が除外されるものであることは、いうまでもない。

十三 文芸の著作物の楽譜への充用

△答申▽ このことを適法とする現行法第三十条第一項第四号後段のような措置は、講じないこととする。

現行法は、文芸・学術の著作物の文句を自己の著作した楽譜に「充用」することについて、自由利用を認めている。

ところで、かりに現行法のためまえを維持するものとするれば、少くとも、作曲を予定して作られたいわゆる歌詞については、その性質上このような使用は許さないよう措置する必要があると考えるが、この場合、作曲を予定して作られたものであるかどうかを判別することは、實際上困難とならう。また、通常、詩に曲を付するについては、詩の著作権者の了解を求めて行なわれているのが実際であることからすれば、現行法の規定は、必要性に乏しいものといわなければならない。

以上のところから、現行法のような措置は講じないこととした。

十四 レコード等の録音物による放送および演奏

△答申▽ 1 レコード等の録音物により著作物を放送し、または公に演奏するについては、著作権者の許諾を要するものとする。

ただし、営利・収益を目的とすることなく録音物により著作物を公に演奏することは、認められるものとする。

なお、権利の及ぶ公の演奏の範囲については、レコード等の録音物による演奏の場合と生の演奏の場合とを区別することはしないが、権利行使の実際にあたっては、長期間にわたる自由利用により形成されている社会的慣行が考慮される必要がある。また、使用料の額、徴収方法については、現状に急激な変動の生じることを避けるよう慎重に配慮されるべきである。

2 公の演奏の権利を認める録音物については、改正新法施行の際に著作権の存する著作物を固定した録音物であれば、固定・発行の時点を問わないものとする。

1 (一) 現行法は、レコードその他の録音物による「放送または興行」に関し、出所の明示を条件とする自由利用を認めているが、録音・再生技術の発達、録音物使用機会の増大、とくに民間放送の出現等昭和九年立法当時との状況の変化に伴い、国内の権利者は、強くこの制度の廃止を求めている。国際的にもこのような著作権の制限の例は見当たらず、放送権に関するベルヌ条約ローマ規定との関連においても、各国からの批判があるところである。また、ベルヌ条約ブラッセル規定では、現行法におけるような著作権の制限は、認められないものとなっている。さらに、録音物による公の演奏の場合に出所の明示を要するものとする 것도、レコード使用の実際には適合しない。

以上のような内外の事情にかんがみ、このような著作権の制限は、廃止することが適当であると考えられる。この場合著作権者に認める権利の性質を報酬請求権とすべきであるとする意見もあるところであるが、音楽の著作権は通常仲介機関により行使されるものであり、その仲介機関に対して使用の応諾義務が課せられ、かつおおむねブランクット契約が締結されることを前提とすれば、権利の性質を許諾権と

しても、それによって格別の支障の生ずるおそれはないと考えられる。

よって、レコード等の録音物を放送または公の演奏の用に供する場合の取り扱いについては、現行法を改め、著作権者に許諾権を認めることを適当とした。

(二) ただし、レコード等の録音物による営利、収益を目的としない公の演奏については、「五 収益を目的としない上演、演奏等の場合」における出演者が報酬を受けない演奏と同様の取扱いとして、著作権者の許諾を要しないものとした。

(三) なお、権利の及ぶ公の演奏の範囲については、現行法の廃止によって生ずべき社会的影響を最少限にとどめるといふ観点からすれば、使用権を徴収すべきレコードの使用の範囲を生演奏の場合と区別して限定的に規定するということも考えられるが、現に著作物が使用されているという点からすれば、生演奏の場合と録音物による場合とで差はないと考えられるし、国際的にも両者を区別しないのが通例である。よって権利の及ぶ公の演奏の範囲については、生の場合と録音物による場合とを区別しないこととした。しかしながら理論的には演奏権が及ぶものであっても、直ちに使用料の支払いを要求することが社会的にみて妥当性を欠く場合もありうることであって、権利行使の実際にあたっては、長期間にわたる自由利用により形成されている社会的慣行が考慮される必要がある。また、レコード等の録音物による放送または公の演奏に係る使用料の額、徴収方法については、現状に急激な変動の生じることを避けるよう慎重に配慮されるべきである。

2 以上のところに従い、レコード等の録音物による放送または公の演奏に著作権が及ぶものとする場合、

改正新法施行前にすでに適法に作成された録音物を用いるときにも、この権利が及ぶこととするかどうかの問題がある。

改正新法施行前に、適法に作成された録音物を購入して所有している者は、公の演奏等に利用できるものとしてそれを入手したのであるから、このような録音物を用いる場合にも新たに著作権が及ぶものとするのは、妥当ではないとの考え方もありうるところである。しかしながら、著作権制度においては、法改正等によって著作権の内容に変更があった場合には、その時点において著作権が保護期間の経過により消滅していない限りは、存在するすべての著作物についてその効果を及ぼすことをたてまえてしていることからすれば、録音物を用いてする公の演奏等に対する権利も、改正新法施行後において、著作権が存する著作物が演奏される場合には、それが固定されている録音物が作成された時点のいかんを問わず権利が及ぶものとするのが適当である。

十五 出所の明示

△答申▽ 1 条理上出所の明示になじむものであるかどうかに従って、出所の明示を要する場合を限定的に明らかにするものとする。

2 出所の明示を要する場合においてその明示すべき出所の範囲については、「出所および出所の中に著作者の氏名が表われているときは、その名を掲げなければならない」との原則を掲げるものとするが、個々の場合において具体的にいかなる範囲の事項をどのように掲げるべきものとするかは、公正な慣行に従って判断されるべきものとする。

1 現行法は、著作権者の許諾なくして著作物を利用できるすべての場合について出所の明示を要するものと定めているが、私的使用の場合のように、出所の明示を要求することが意味のない場合、時事の事件の報道に伴う使用の場合におけるように実際上出所の明示をすることが困難な場合など出所の明示を要求することが適当でない場合もあるので、出所の明示を要する場合を限定的に掲げて明確にすることとした。

2 出所の明示が必要とされる場合において、具体的にどの範囲の事項を表示すべきかについては、現行法は「時事問題の公開演述」の掲載に関し規定しているにすぎないが、利用の態様に応じて具体的な出所の明示の要件を定めることは、技術的にも困難であり、また個別的な利用の場合において、それぞれ必要とされる範囲が実情に即しない面もでてくること予想され、実際上も社会慣行に委ねることでありと考えられる。よって、出所の明示に関しては「引用および抜萃には、出所および出所の中に著作者の名が表われているときは、その名を掲げなければならない」とするベルヌ条約ブラッセル規定の定めと同趣旨の原則を掲げるとどめるものとし、個々の場合において具体的にいかなる範囲の事項をどのように掲げるべきものとするかは、公正な慣行に従って判断されるべきものとした。

第五 法定許諾制・強制許諾制

一 著作権者不明等の場合の法定許諾制

△答申▽ 著作権者不明、著作権者の居所不明等の理由によって著作権者と連絡することができない場合に、文部大臣の裁定を受けて著作物を利用することができるものとする制度は、すべての場合に、文部大臣の定める償金を供託すべきものとして、維持することとする。

著作権者不明、著作権者の居所不明等の理由により、相当な努力を払っても著作権者と連絡することができない場合において、適法に著作物を利用できる方途を講ずることは、公益上の見地からも必要であり、かつ、社会的にも妥当なものと認められる。よって文部大臣の裁定を受けて著作物を利用することができるものとする現行の制度（法定許諾制）を維持することとし、また、将来において著作権者が著作物の利用の対価を確実に受領することができるようにするために、利用者は、すべての場合に文部大臣の定める額の償金を供託すべきものとした。

供託された償金を受け取るべき著作権者が現れない場合に、償金が国庫に帰属することとなる現在の取扱いを改めて、償金を供託者が受取ることができるようにし、ないしは文化目的に効果的に使用するための方途について検討の余地がある。

なお、この制度は、著作権者と協議することができない場合において、著作物を適法に利用しうる方途を設けるにすぎないものであるから、制裁を科してまでこの制度の利用を強制する必要はない。

二 放送に関する強制許諾制

△答申▽ 放送事業者が著作権者との協議調わない場合に、文部大臣の定める償金を支払って著作物を放送することができるものとする制度は、維持することとする。

放送事業者と著作権者との間の協議が調わない場合に、文部大臣の裁定を受け、かつ文部大臣の定める額の償金を支払って、著作物を放送することができるものとする現行の制度（強制許諾制）は、今日における著作権行使の実態および従来のこの制度の実績からみて、これを維持する必要があると考え方もあるところであるが、放送の公共性を考慮し、著作権者の権利濫用に対処するための制度として、なお、維持してさしつかえないものとした。

三 レコードに関する法定許諾制

△答申▽ 1 音楽的著作物の録音権は、最初の録音物が発行されて一定期間経過後は、広く解放されることが必要と考えられる。

2 このような状態は、法的措置によるまでもなく、関係当事者間における自主的な措置と、録音権仲介機関による管理の制度の整備とによって、すみやかに実現されることを期待する。

3 上記の一定期間としては、諸般の事情を勘案すれば、三年間が相当である。

4 関係当事者の自主的措置によっては、前記1の状態の実現が期待できない場合は、録音権の解放について、何らかの法的措置を講ずることを考慮すべきものとする。

5 なお、右の法的措置としては、次の方途が考えられる。

録音物の発行後三年を経過した著作物の録音について、レコード製作者と著作権者との間に協議が調わない場合は、レコード製作者は、文部大臣の定める償金を支払って、著作物を録音し、その録音物を発行することができるものとする。

1 適法に音楽の著作物が録音されたレコードが発行された場合には、他のレコード製作者は、一定の使用料を支払えば著作権者の許諾を得ることなくその著作物を録音することができるものとする制度（法定許諾制）等、特定のレコード製作者による音楽の著作物の録音権の独占を防止するための立法例は、英、米、西ドイツ等において、古くから見られるところである。

このような制度を持たない国においても、音楽の著作物の録音権は、通常録音権の仲介機関によって集中的に管理され、所定の使用料を支払う限り、すべてのレコード製作者に対し、平等に使用が許諾されているのが実際である。

ところで、わが国においては、現行法制定以来、前記のような制度は設けられたことがなく、また、いわゆる作家専属制として知られている特殊な契約が、レコード製作者と音楽の著作物との間に広く行なわれているため、仲介機関による録音権の管理は行なわれていても、いわゆる専属作家の著作物については、専属関係にあるレコード製作者がその録音を独占する結果となっている。このような状態は、音楽文化の向上という見地からすれば望ましいものではなく、特定のレコード製作者が長期間にわたり録音を独占することがないように、少くとも最初の録音物が発行されて一定期間経過後は、すべてのレコード製作者がその

著作物を使用できるように改善されることが必要である。

2 このような改善については、現にレコード製作者相互間ならびにレコード製作者と専属作家との間において従来の契約慣行を改めるよう話し合いが進められていることも考え、法的措置によるまでもなく、関係当事者間における自主的な措置と、録音権仲介機関に対し使用応諾義務を課すること等仲介業務制度の整備とによって、それがすみやかに実現されることを期待するものとする。

3 レコード製作者による独占的録音の排除は、作家専属制とは、一応、別個の問題であり、かりに法定許諾制を採用した場合においても、作家専属制は、作品の優先提供制等として存続されるものではあるが、このような措置が、現在の作家専属制の内容に及ぼす影響と、数十年來の専属制によって培われてきた慣行をも考慮し、上記の一定期間は三年とし、最初の録音物発行後三年間は、そのレコード製作者が独占的に録音する余地を認め、現状にあまりに急激な変更の生じないよう配慮することが適当である。

4 以上のように、レコード製作者が長期間にわたり録音を独占することの防止については、まず当事者間の自主的措置にまつべきものとしたが、それによつては、1にのべた状態の実現が期待できない場合には、法的措置を講ずることを考慮すべきである。

5 なお、右の法的措置としては、いわゆる法定許諾制によらず、著作権者との協議をまず行なうものとし、レコード製作者は、著作権者との協議不調の場合において、文部大臣の定める額の償金を払って、著作物を録音し、その録音物を発行することができるものと措置することが考えられる。この場合、この措置は、改正新法施行後において最初の録音物の発行が行なわれた著作物について適用するものとする。

第六 保護期間

一 原則

《答申》

- 1 著作権は、著作者の生存間および死後五十年間存続するものとする。
なお、死後公表された著作物についても、著作者の死後五十年で消滅するものとする。
- 2 無名または変名の著作物および団体名義の著作物については、公表後五十年で消滅するものとする。
なお、著作者の用いた変名が著作者たる本人を明示する場合には、実名の著作物として取り扱うものとする。
- 3 公表の時を基準として保護期間を計算する著作物の著作権は、その著作物が著作された後五十年内に公表されなかったときは、消滅するものとする。
- 4 保護期間の計算については、その基準となる著作者の死亡、著作物の公表等の年の翌年から起算するものとする。
- 5 平和条約に基づく保護期間の戦時加算は、前記の保護期間の延長を機に、解消されるべきものと考えらる。

1 著作権の存続期間を原則的に著作者の生存間およびその死後五十年とするのは世界の大勢であり、ベルヌ同盟国五十五か国中でこれより短い保護期間を定めているのは、わが国のほかは二か国にすぎず、ブラッセル規定においては、著作者の死後五十年より短い期間は認められないことになっている。また、発行後五十六年を保護期間の最大限としているアメリカにおいても、これを著作者の生存間およびその死後五

十年に改める法案が提出されている。

一方、わが国においては、従来、保護期間は著作者の生存間およびその死後三十年を原則としていたが、著作権制度の全面的検討に着手するにともない、改正作業中に保護期間が経過することとなる著作物の著作権者を救済する趣旨をもって、昭和三十七年には死後三十三年、昭和四十年には死後三十五年と逐次保護期間を暫定的に延長してきたところである。

著作者の権利の保護をより厚くするという見地に立ち、上述の国際情勢および現行法における暫定措置の趣旨に照らして、著作権は著作者の生存間およびその死後五十年間存続するものと改めることとした。

ただし、今後保護期間をこれ以上延長することは、適當ではないとする意見のあることを付記する。
なお、現行法は、死後公表された著作物の著作権は、「発行または興行」の後三十五年で消滅するものとしているが、このように措置することは、著作者の死後長期間公表されない著作物の取扱いにおいて問題があり、また、同一著作物の著作物について生前公表と死後公表とにより著作権の消滅する時期が異なることとなるために、死後五十年を経過した後における実際上の利用において両者を識別しなければならぬ不便がある。さらに、死後五十年以後においてもなお保護を与える必要性は、必ずしも認めがたいので、著作権は、公表、未公表の別あるいは公表の時点を問わず、一律にその著作者の死後五十年で消滅するものとした。

2 無名または変名の著作物および法人等団体の著作名義の下に公表された著作物については、その性質上、保護期間計算の基準となる時点を著作者の死亡時に求めることは、困難ないしは不合理であり、現行

法と同様に公表時を基準として、その保護期間を公表後五十年とすることが適當である。

なお、以上の場合において、著作者の用いた変名が著作者である本人を明示する場合、すなわち、著名な雅号、筆名のように、それが実名に代わるものとして広く通用しているものであるときは、その変名は実名と同様に取り扱うことを明らかにする必要がある。また無名または変名の著作物の著作者が、その著作物の公表後五十年以内に、実名の登録その他何らかの方法によりその実名を公にしたときは、その著作物は、実名の著作物として取り扱うこととする。

3 公表の時を基準として保護期間を計算する著作物の著作権については、未公表の著作物に関する特例を設けないこととすると、著作物が公表されないかぎり、その著作権は永久に継続することとなり、社会公益上からも適當ではないので、その著作物が著作された後五十年内に公表されなかつたときは、消滅するものとした。

4 保護期間の計算については、現行法のためまゝを維持し、その基準となる著作者の死亡、著作物の公表等の年の翌年から起算することとした。

5 平和条約により連合国民に与えられる通常十年余の保護期間の戦時加算は、当時著作者の死後三十年を原則とした保護期間の下において設けられたものであり、今回保護期間が大巾に延長されることを考慮し、この機会にその解消をはかることが適當である。

二 映画

△答申▽ 1 映画の著作権は、公表後五十年で消滅するものとする。

2 映画の著作権の消滅後においては、映画を映画として利用する限り、映画に利用された小説、脚本、音楽等の著作権の侵害はないものとする。

1 映画の保護期間の計算については、第二の四2で述べたその著作者に関する考え方からして、著作者の死亡時を基準とすることは適當ではなく、公表——最初の公開上映——の時を基準とすることとした。その期間については、他の著作物と区別すべき積極的な理由も存しないので五十年とする。この場合、現行法におけるような獨創性の有無による区別は、設けないこととした。

2 映画の保護期間を公表の時を基準として計算することとすると、映画の著作権が消滅した後も、通常は、原作、脚本、音楽等映画に用いられた著作物の著作権はなお存続するものと考えられるが、これらの権利によつて保護期間の経過した映画の利用が妨げられることは、適當ではないので、映画の著作権の消滅後においては、映画を映画として利用する限り、関係するすべての著作権の侵害はないものとする措置をとることとした。ただし、サウンド・トラックのみを複製するようなことは、映画の映画的利用ではないものと解する。

三 写真

△答申▽ 写真の著作権は、公表後五十年で消滅するものとする。

写真の保護期間は、現行法においては、公表の時を基準として十年と定められているが、他の著作物との均衡を考慮して、これを公表後五十年に延長することとした。この場合、著作者の死亡時を保護期間計算の

基準とすべきであるとする考え方もあるところであるが、従来の保護期間が十年であったこと、さらに、その記録としての利用をなるべく早く社会に開放することが望ましいこと等の実際上の理由から、公表時を基準とすることとした。

四 翻訳権

△答申▽ ベルヌ条約における留保を放棄して翻訳権をも一般の権能と同様に取り扱うこととすべき段階にきている

と考える。ただし、従来のわが国の主張の経緯、出版界に対する影響等をも考慮し、その取扱いについては、十分慎重を期する必要がある。

現行法は、著作権者が原著物の発行後十年内にその翻訳物を発行しないときは、その翻訳権は消滅する旨を定めている。この規定は、ベルヌ条約上認められている留保に基づき維持されているものであるが、ベルヌ同盟国中翻訳権に関してこのような留保を行なっているものは、わが国を除いてわずか四か国のみにとどまり、わが国の国際的地位からみて、将来にわたって翻訳権の留保を維持することは、もはや適切ではないと考えられること、アメリカその他万国著作権条約のみに加盟している国との関係においては前記の規定は適用されないこと、さらには、今日においてはわが国の著作物が海外で翻訳されることも多くなる傾向にあり、その場合におけるわが国の著作権者の保護に欠ける結果にもなること等から、ベルヌ条約における留保を放棄して、翻訳権をも一般の権利と同様に取り扱うこととすべき段階にきているものと考ええる。

しかしながら、翻訳権に関する制限を廃することは、数十年來にわたる法制を改めるものであって、従来の

わが国の国際間における翻訳権に関する主張の経緯、出版界に与える影響等をも考慮して、その時期、経過措置等その取扱いについては、じゅうぶん慎重を期する必要があるところである。

五 有償公有制

△答申▽ 保護期間が経過した著作物についての有償公有制は、将来の課題と考える。

保護期間の経過等により保護を受けない著作物の使用についてもある程度の使用料を徴収し、著作権保護のための活動の基金とするという制度（有償公有制）は、これを採用している立法例もあり、文化的見地からは検討に価いする問題である。しかしながら、今回保護期間を延長した上に、さらに有償公有制をとることは、利用者の負担の増加を考慮すれば必ずしも適当ではなく、また、従来の社会意識からしても、このような著作物の使用につき使用料を支払うべきものとするには、かなりの問題のあるところである。したがって、この制度については、将来の課題としてなお検討すべきこととした。

第七 出版権、出版契約等

△答申▽

一 現行法の出版権設定の制度を維持するものとし、その内容は、出版権者の出版義務について、原稿引渡し時から六月以内に履行すべきものと改めるもののほかは、現行法の定めるところに従って措置するものとする。

なお、出版権の存続期間については、現行法の定める設定後三年間を維持するものとするが、これについては、設定後五年間とすべきであるとする少数意見があることを付記する。

また、美術の著作物および音楽の著作物の出版についても、出版権設定の制度上の特別の措置は、講じないものとする。

二 出版契約に関する規定の整備の問題は、出版契約法の制定の問題をも含めて、将来の課題とする。

三 放送、上演等、出版以外の著作物の利用に係る契約に関しても、それに関する規定の整備は、将来の課題とする。

一 現行法は、出版権の設定・登録という制度により、原則として三年間、出版者に著作物を出版する対世的な権利を与える途を開いている。このような制度は、わが国独自のものであり、従来出版権設定の登録はほとんど行なわれていないこと、出版契約の準則としてもなお検討されるべき点があること等から、むしろこの制度を廃止し、出版契約に関する整備された規定を設けるべきであるとする考え方もあるところである。しかしながら、わが国の出版者は、この制度を維持し、この制度によってわが国の出版慣行を育成することを強く希望していること、また、出版契約について定めることとする場合において、著作権の

譲渡によることなく出版者の権利を対世的なものとする方途を講ずることは、現行法の定める出版権の設定以外には技術的に困難なところから、現行法の定める出版権の設定の制度をなお維持することとした。

この場合、制度の内容としては、「出版権の設定ありたる時から三月以内」に履行すべきものとされている現行法の出版義務を、出版界の実情に照らし、「原稿引渡し時から六月以内」に履行すべきものと改めるほかは、現行法の定めるところを維持するものとした。

なお、出版権の原則的な存続期間については、今日の出版事情にかんがみ、設定後三年とする現行法を改め、設定後五年とすべきであるとする少数意見があるが、この点については、特約によって処理されることが適当と考え、現行法の定めるところと同様に措置することとした。

また、美術の著作物および音楽の著作物の出版について、著作物の性質上出版権の設定の制度において特別の考慮を要するかどうかの問題もあるところであるが、著作物を出版という態様によって利用する方途は、出版権の設定のみに限られるものではなく、著作権の一部譲渡あるいは単なる債権契約としての出版の許諾によってもなしうるものであり、当事者は、それぞれの場合に応じて適当な方途を選択しうるものであることからして、とくに出版権に関する規定の適用を排除し、あるいは特別の措置を講ずる要はないと考えた。

二 以上のような出版権設定の制度とは別に、わが国における出版慣行のあり方にかんがみ、出版契約に関する詳細な規定を設けることが問題となりうるが、出版権設定に関する規定とともに出版契約に関する規定を並列的に設けることは、規定の態様としても適当ではなく、また、出版契約の内容について詳細に規定

するためには、むしろ著作権法とは別個の立法を考慮することがより適切であると考えられるところから、出版契約に関する規定の整備の問題は、出版契約法の制定の問題をも含めて、将来の課題とすることとした。

三 放送、上演等、出版以外の著作物利用の分野においても、著作物利用に関する契約について規定を設けることが考えられるところではあるが、現在の慣行も明確には把握しがたく、また、将来の利用方法の発達についての予測も困難なところから、このことについても、あわせて将来の課題とした。

第八 著作権の譲渡・相続

一 譲渡

《答申》

- 1 著作権の譲渡が書面によって行なわれることは望ましいことであり、そのような慣行が育成されるべきものとは考えるが、法律上、書面によるべきものとし、書面によらないものを無効とすることは、わが国の法制と従来の実情からすれば、適当ではないと考える。
- 2 著作権の譲渡に関しては、形式的には譲渡される権利の範囲の限定がない場合であっても、具体的状況に応じてその範囲が限定されるものであるとする趣旨の解釈規定を設けることが適当と考える。

財産権としての著作権は、その全部または一部を譲渡することができるものとする現行法のたてまえは、維持することとした。

1 著作権の譲渡に関する契約については、契約内容を明らかにする趣旨から書面によって行われることが望ましいことはもとよりであり、そのような慣行が育成されるべきものと考ええる。

しかしながら、わが国においては、法律上、書面によることを契約の方式として要求することは一般的ではないこと、および従来の実情からすれば、すべての場合に書面による契約を期待することは適当ではないことから、書面によらないものを無効とする法制はとらないこととした。

2 著作権は、第三で述べたように、複製権、演奏権、放送権等著作物の利用態様に応じてその内容が多岐にわたり、それぞれが独立して行使されうるといふ特殊な性質を有するものである。したがって、通常行なわれている「著作権の譲渡」がただちに全部の権利の譲渡を意味するものとするのは、権利譲渡の際

当事者が予定しなかった権利を移転することとなり、著作者の保護に欠ける結果となるおそれもある。このことから、著作権の譲渡の場合には、全部の権利の譲渡であることを明示している場合を除いて、形式的には無条件の譲渡の意思表示がなされた場合にあつても、具体的状況に応じ、譲渡される権利の範囲が限定されるものであるとする趣旨の解釈規定を設けることを考慮すべきである。

なお、小説の原稿や絵画、彫刻の原作品等の所有権とその著作権とは、別個独立の権利であるから、これらの原作品等の譲渡によつて、著作権が、当然には譲渡されるものでないことは、もとよりである。

二 相続

△答申▽ 相続人不存在の場合には、著作権は消滅するものとする。

著作権者が死亡してその相続人のない場合に、民法の原則に従つて著作権も国庫に帰属するものとし、国がそれを行使することは、適当ではなく、むしろこの場合には広く公衆が自由に利用しうるものとすべきであり、したがつて、相続人不存在の場合には著作権は消滅するものとする現行法のたてまえを維持することとした。

この場合において、現行法は、単に、相続人のないときは著作権が消滅するものとしているが、このような取扱いは、相続債権者、受遺者または特別縁故者が存するときには適当とはいいがたく、著作権が民法上最終的に国庫に帰属すべき段階において消滅するものであることを明らかにする必要がある。

なお、法人が解散した場合についても、自然人の死亡の場合と同様に取り扱われるべきものと考ええる。

第九 登録制度

一 著作年月日登録および第一発行年月日登録

△答申▽ 1 著作年月日登録の制度は、廃止するものとする。

2 第一発行年月日登録の制度は、最初の公表の年月日をも登録しうる制度として整備するものとする。

1 著作年月日登録においては、その性質上、結局は著作者の主張するところに従つて著作年月日を登録せざるをえないところであり、しかもこれに推定の効果を与えることは適当ではない。また、實際上、この制度は、著作者・著作物の公示の制度として利用されているところではあるが、このための登録は、後述する第一発行年月日登録の制度を整備することにより、おおむね代替しうるものと考えられる。よつて、この制度は廃止することとした。

2 第一発行の年月日を推定する制度としての第一発行年月日登録の制度は、万国著作権条約に基づく著作権留保表示における最初の発行年を公示、推定する等の趣旨をもつて設けられたものであるが、これをさらに、保護期間の計算の基準となる著作物の公表の時点を公示し、また、著作年月日登録の制度が実際上果たしている著作者・著作物の公示の機能をも果たしうるものとするよう、最初の「発行」に限らず最初の公表の時をも登録しうるものとして、整備することとした。

二 実名登録

△答申▽ 無名または変名の著作物の著作者が実名をあらわすための方法の一として、維持するものとする。

実名登録の制度は、無名・変名著作物の著作者が実名を表わし、それにより、その著作物の保護期間の計算の基準となる時点を著作物の公表の時から著作物の死亡の時に改めるための方法の一として、これを維持することとした。

三 譲渡等の対抗要件としての登録

△答申▽ 著作権の譲渡等は登録しなければ第三者に対抗することができないものとする現行制度は、維持するものとする。

ただし、相続による著作権の移転を第三者に対抗するについては、登録を要しないものとしてさしつかえない。

権利の得喪、変更を第三者に対抗するためには、登記、登録等の方法によりこれを公示しなければならぬものとするは、わが国の法制においてはその例も多く、著作権のようにその権利の変動を認識することが困難なものについては、ことにその必要性の認められるところである。よつて、著作権の譲渡等は、登録しなければ第三者に対抗することができないものとする現行制度は、これを維持するものとした。

ただし、現行法においては、相続についても、登録をその対抗要件としているが、相続による著作権の移転を第三者に対抗するについては、登録を要しないものとしてさしつかえない。

第十 人格権

△答申▽

一 著作者は、財産的権利としての著作権とは別に、その著作物に係る人格的利益を守るための著作権法上の権利を有する旨を明らかにすることが適当である。

二 著作者は、次の権利を有するものとする。

- 1 著作物を公表するかどうかを決定する権利
- 2 著作物の創作者であることを主張する権利
- 3 著作物の改変、切除もしくは他の変更または著作者の名誉・声望を害するおそれのある著作物に対する他の侵害に反対する権利

なお、著作物の性質またはその利用の目的に照らし、公正な慣行に従って容認される限度の改変等は、著作者の同意なくして行なうことができるよう措置するものとし、また、それとともに、著作者は、そのような改変等が行なわれた著作物に著作者としてその名を表示することを拒否しようよう措置するものとする。

三 著作者の死後にあっては、著作者の以上の権利は、著作権の保護期間の経過とともに消滅するものとする。

一 著作者がその著作物について著作者たるの資格において有する人格的利益は、保護されるべきであり、現行法も、著作者の同意なくしては著作物に変更を加えること等を禁ずる等、このための規定を設けているが、これをさらに整備し、著作者は、その著作物に係る人格的利益を守るための著作権法上の権利（人

格権)を有するものであることを明らかにすることとする。

二 前述の趣旨に従い、人格権は、次の内容を有するものであることを規定することとする。

1 著作物を公表するかどうかを決定する権利

現行法は、未公表の著作物に関し差押え禁止を規定しているが、その趣旨は、著作物を公表するかどうかを決定することに関する著作者の意向を法律上尊重しようとするにあると解される。人格権に関する規定を整備するにあたっては、著作者は、その著作物を公表するかどうかを決定する権利を有する旨を規定して、この趣旨を明らかにすることとした。

なお、著作者が、その意にそわなくなった著作物について、それを適法に利用する者に対してもその利用を差し止めることができるものとするような、いわゆる撤回権ないしは修正権については、出版権に関する規定中にとくに定められるものは別として、一般的にこれを認めることは適當ではない。

2 著作物の創作者であることを主張する権利

「著作者の氏名、称号を変更もしくは隠匿」することを禁止している現行法の趣旨をも考え、著作者は、著作物の創作者であることを主張する次のような内容の権利を有するものとした。

(一) ある著作物について著作者たることが争われている場合または著作物とその著作物の創作者以外の名義に帰せられている場合に、創作者が著作者たることを主張する権利

(二) 著作物に著作者の表示を付するかどうか、およびいかなる表示を付するかを決定する権利

3 著作物の改変等に反対する権利

現行法の規定する「著作物の改ざんその他の変更」の場合のほか、改変等を行わないでも、著作者の意に反する場所に著作物を展示する等により著作者の人格的利益を害する場合があります。これはじゅうぶん予想されるところであり、著作者の名誉・声望を害するおそれのあるような方法で著作物を利用することについても著作者の人格的利益を保護する必要がある。これらを含め、著作者は、著作物の改変、切除もしくは他の変更または著作者の名誉・声望を害するおそれのある著作物に対する他の侵害に反対する権利を有する旨を規定するものとした。

なお、題号の改変については、著作物の改変と同様に考えることとする。

以上の人格権は、社会的に妥当と認められる範囲において認められるべきであり、改変等については、たとえば、第四の三で述べた教科書に著作物を使用する場合の変更や、保護を受ける建築物の所有者が経済的、実用的見地から、建築物としての効用を増大させるために行なう改造、改築のように、著作物の性質またはその利用の目的に照らし、公正な慣行に従って容認される限度の改変等は、人格権の侵害とはならないものとして措置することとした。ただし、この場合においては、著作者の意向を尊重して、著作者は、改変等の行なわれた著作物に著作者としてその名を表示することを拒否しうるよう措置する必要がある。

三 現行法では、著作者の死後、その財産的権利が消滅した後でも、人格権を保護することとしているが、無期限の保護は、その実効も期しがたいし、著作者の死後長期間を経た後において著作物を改変等から保護することはむしろ社会の良識に期待することが適當である。よって、法律関係の簡明化という趣旨か

なお、善意無過失で著作権を侵害した者の現存利益返還義務について定める現行法第三十三条のため
えは、維持するものとする。

2 差止め請求等

著作権の侵害に対しては、著作権者は、その損害の賠償を請求しうる場所であるが、それとともに、
現実にその侵害を阻止して権利を保全しうるよう明確に措置する必要がある。このことについては、現行
法もある程度の規定を設けているが、著作権者は、著作権を侵害する者または侵害するおそれのある者
に対し、その侵害の停止または予防を請求することができるものであること、およびその請求に際し、違法
に複製された複製物およびもっぱら侵害の行為に供した機械器具の廃棄を請求することができるものであ
ることを明らかにすることとした。

3 人格権の侵害に対する救済

このことに関しては、著作者およびその死後にあつては著作者の親族に前項の差止め請求等を認めるこ
ととするほかは、現行法の規定するところにならうこととした。

4 出所明示義務違反

著作物の自由利用が認められる場合において、必要な出所の明示を欠くことは、著作者の人格的利益を
害するものではあるが、このことについてはその性質上、人格権の侵害とは別に取り扱うものとし、著作
者は、出所の明示をしない者に対し出所を明示すること、あるいは出所を明らかにするために適当な措置
をとることを請求しうるにとどめることとした。

二 罰 則

出所を明らかにするために適当な措置としては、新聞にその出所を公告させること等が考えられる。

なお、以上の場合における出所の明示を欠いた著作物の利用は、著作権を侵害するものとは考えない。

《答申》 著作権の侵害および人格権の侵害を罪とすることその他罰則については、おおむね現行法のたて前を維持

するものとするが、両罰規定を設けるとともに、工業所有権の侵害の罪との均衡を考慮して刑を重くすべき
ものとする。

なお、練習用のために著作した問題の解答のみを解答書として発行することを著作権侵害とみなし、およ
び罪とする要はない。

1 著作権の侵害、人格権の侵害、出所の不明示、著作権侵害物の発売・頒布、著作権侵害物の輸入、著作
者名の詐称および虚偽登録を罪とし、ならびに著作者名詐称の罪、虚偽登録の罪および著作者の死後にお
ける人格権の侵害の罪以外の罪を親告罪とする現行法のたてまえは、おおむねこれを維持することとし
た。

2 著作権侵害の場合の刑については、特許権、意匠権等の侵害の場合の刑との均衡が考慮されるべきであ
り、特許法、意匠法等における罰金額を勘案して、刑を重くすることを考慮する必要がある。

3 著作権侵害が法人または人の業務に関して行なわれる場合には、行為者のみを処罰したのでは、罰則規
定の本来の目的は達せられないし、また、実際にその違反行為によって利益を受けているのはその法人ま
たは人であるから、特許法等の例にならない、行為者のほかその法人または人に対しても制裁を加えること

とする。

- 4 没収についての現行法の規定は、今日の法制の下においては問題があり、また著作権法において特に規定を設ける必要も認められないので、刑法の一般原則にゆだねることが適当である。
- 5 現行法は、練習用のために著作された問題の解答書を発行することを著作権の侵害とみなしている。しかし、問題の解答のみを解答書として発行することを禁ずることは、本来、著作物の保護とはその性質を異にするものであること、通常の解答書には問題自体が含まれており、この場合は、問題の利用について当然にその著作権者の許諾を要するものであることを考えれば、問題の解答書を発行することを著作権侵害とみなして罪とする必要はない。

三 著作権紛争調停委員

△答申▽ 文部省に著作権紛争調停委員を設け、著作権関係紛争の調停による解決を図るものとする。

著作権に関する紛争については、簡易に、かつ、実際に即した解決を図る方途を講ずることが望ましいところであり、文部省に著作権に関し識見を有する各分野の専門家からなる著作権紛争調停委員を設け、著作権に関する紛争の調停による適切な解決を図るものとした。

なお、この調停は、紛争当事者の双方から申請があった場合に、事件ごとに文部大臣が委嘱するそれに適当な三人ないし五人の調停委員によって行なうものとし、調停委員は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告することとする。

第十二 著作権法の適用される著作物

△答申▽ 一 次の著作物は、著作権法の保護を受けるものとする。

- 1 日本国籍を有する者の著作物
- 2 わが国で最初に発行された著作物
- 3 日本国内にある建築物および不動産と一体となっている美術の著作物
- 4 条約上わが国が保護義務を負う著作物

なお、以上のほか、日本国内に住所を有する外国人の著作物については、国内に常住する無国籍者および亡命者の著作物の取り扱いとも関連して、その保護を検討すべきものとする。

二 条約関係のない国の国民の著作物も、その国で、日本国民の著作物が相当の保護を受ける限り、相手国が保護すると同程度に保護することができるものとする。このことについて積極的に検討すべきものとする。

一 著作権法の保護を受ける著作物

- 1 日本国籍を有する者の著作物が、著作者の居住地および著作物の発行の地のいかんを問わず、著作権法の保護を受けるものであることには、問題はない。
- 2 現行法と同様に、わが国で最初に発行された著作物は、著作者の国籍のいかんを問わず著作権法の保護を受けるものとする。
- 3 日本国内にある建築物および不動産と一体となっている美術の著作物については、その性質上、著作

者の国籍および著作物の最初の発行の地のいかんを問わず、保護すべきものと考える。

4 以上のほか、ベルヌ同盟国の国民の未発行著作物およびベルヌ同盟国で最初に発行された著作物、ならびに、発行・未発行を問わず、万国著作権条約の締約国の国民の著作物および同条約の締約国で最初に発行された著作物は、条約上保護の義務を負うものであり、著作権法上保護するものとする。

5 なお、国内に常任する無国籍者および亡命者の著作物の保護については、万国著作権条約の附属議定書に定めのあるところであるが、これらの者の取扱いと関連して、また、非同盟国の国民で同盟国内に住所を有する著作者を条約の適用上その同盟国の国民と同様に取り扱うことがベルヌ条約のストックホルムにおける改正の際の課題の一となつてゐることをも考慮し、日本国内に住所を有する外国人の著作物をわが国の国民の著作物と同様に保護することについて、検討すべきものとした。

二 条約関係のない国の国民の著作物

条約関係のない国の国民の著作物で、「一」に該当しないものは、全く著作権法上保護を受けないこととなるが、これについて、その国で日本国民の著作物が相当の保護を受ける限り、相手国が保護すると同程度に保護することができるものとすることを積極的に検討すべきである。

第十三 隣接権制度

一 隣接権制度の創設

△答申▽

実演家、レコード製作者および放送事業者を隣接権制度により保護することとする。

なお、演奏歌唱および録音物については、これを著作物としての保護から除外し、隣接権制度において保護するものとする。

一九六一年十月、ローマにおいて実演家、レコード製作者および放送事業者の保護に関する条約が成立し、イギリス、スエーデン、メキシコ等の批准を得て、一九六四年五月十八日に発効した。通常隣接権条約と呼ばれるこの条約は、ベルヌ条約および万国著作権条約による著作権の国際的保護を前提として、著作権に隣接する実演家、レコード製作者および放送事業者の権利（いわゆる隣接権）を国際的に保護しようとするもので、実演家等に与えられる最低限の保護の内容を定めるとともに、各締約国が国内法で定めるべき多くの事項について規定しており、国際間にいまだ確立されたとはいえない隣接権制度について、その指針を示すものといふことができる。

隣接権条約が規定する隣接権制度は、著作物を公衆に伝達する媒体としての実演家等の行為に著作物の創作行為に準じた精神性を認めて、これに無体財産権保護的な保護を与えようとするものであり、その保護の趣旨は、原則として、実演家等に契約によって権利を確保する機会を与えらるるとともに、実演、放送等の利用の便を図ることにあると考えられる。

わが国においては、現行法は演奏歌唱および録音物に著作権を認めているが、このことは、これらが著作権法上保護されることとなった立法経緯からみても、また、これらが實際上著作権法でどのような保護を受けうるかという点からも、問題の多いところであり、立法趣旨および現行法におけるこれらの権利の実質的な内容を考えれば、前述した隣接権的な保護を与えることが相当である。また、放送に関しては現在放送法等で放送事業者の同意を得ずにその放送を受信して再放送し、または再送信することを禁止しているが、それとは別に私法上の権利を与えて放送事業者の保護を図ることが適當である。

よつて、隣接権条約への加入の問題は別として、その規定を指針としつつ、わが国の実情に即した隣接権制度を創設し、実演家、レコード製作者および放送事業者を保護することとした。なお、これに伴い、演奏歌唱および録音物は、著作物としての保護から除外するものとする。

二 実演家の保護

《答申》 1 保護する実演家

原則として著作物を実演する者とするのが適當であるが、これに準ずる実演家についても、著作物の実演に協力しているときは、保護の対象とすることを考慮するものとする。

2 実演家の権利の内容

(一) 実演家は、次の事項を許諾する権利を有するものとする。

(1) 実演を放送し、または公に伝達すること。

ただし、その実演がそれ自体すでに放送されたものであるか、または固定物からなされる場合を

除く。

(2) 固定されたものでない実演を固定すること。

(3) 次の場合に実演の固定物を複製すること。

ア 最初の固定が実演家の同意を得ないでなされたものであるとき。

イ 実演家が同意した目的と異なる目的のために複製が行なわれるとき。

ウ 最初の固定が隣接権の制限によって適法になされたが、その制限の目的と異なる目的のために複製が行なわれるとき。

(二) 実演家が放送に同意した場合においては、特約のない限り、その再放送、放送のための固定およびそのような固定物の複製に同意したものとし、再放送および固定物の使用については、最初の実演に対する報酬とは別に、正当な報酬が支払われなければならないものとする。

なお、この場合の放送のための固定と隣接権の制限としての放送のための一時的固定との競合について必要な調整措置を講ずるものとする。

以上の実演家が放送に同意した場合の取扱いについては、次のような少数意見があることを付記する。

(1) 実演家が放送に同意したときは、同意を得た放送事業者は、その同意のあった放送のために実演を固定し、固定物を複製し、およびその固定物を使用することはできるが、同意のあった放送以外に固定物を使用することおよび再放送を許諾することについては、実演家の同意を要するものとする。

(2) 特約のない限り、実演家が同意した放送のための固定物の保存期間は六月とし、使用後三週間以

内にこれを廃棄しなければならないものとする。

(3) 放送のための一時的固定物は、生の実演の代りに一回限り使用される例外的な固定物であるものとする。

(4) 実演家には、後述するところにより、レコードの二次使用について権利を認めるものとする。

3 代表者による権利行使

多数の実演家が権利を有する場合には、その代表者を定めて権利を行使することができる旨の規定を設けることが適当である。

4 実演家の人格権的保護

実演家の氏名表示について規定する必要はなく、また、実演の毀損、変更に関しても、規定を設ける場合には、レコード等実演の固定物の使用に際し、実演家の名誉を害するような毀損、変更を加えてはならない旨を規定するにとどめることが適当である。

5 影像の、または影像および音の固定物に係る実演家

影像の、または影像および音の固定物のうち、映画の著作物として保護されるものに出演した実演家に対しては、隣接権制度の保護を与えないものとする。

1 保護する実演家

隣接権制度上保護される実演家については条約は、俳優、歌手等著作物を実演する者であることを原則としている。保護する実演家の範囲については、野球選手や力士のようなスポーツ選手にまで拡張する必要のないことには問題はないが、一方著作物を演ずる者のみに限定する場合には、たとえば、同一の舞台に

出演している歌手と奇術師につき、一方は隣接権の保護を受け他方は保護を受けないという不合理な面を生ずることが考えられ、また、著作物の外延は必ずしも明確ではないから、かえって保護すべき者とそうでない者の区別が困難となり、取扱いに混乱を生ずることも予想される。よって、保護を受ける実演家は、原則として著作物を実演する者とするが、これに準ずる実演家についても、著作物の実演に協力しているときは、保護の対象とすることを考慮することとした。

2 実演家の権利の内容

(一) 実演家には、隣接権条約に定められているところにならない、次の事項を許諾する権利を認めることとした。

なお、実演家に無断で、これらの行為をなす者を処罰することのみによって実演家を保護することとする考え方は、従来演奏歌唱を著作物として保護してきた経緯もあり、とらないこととした。

(1) 実演を放送し、または公に伝達すること。

ただし、放送または公の伝達が、他の放送事業者の放送を同時に放送することによって、あるいは固定物を用いてなされる場合には、このような放送または公の伝達については、法律上実演家の許諾権は及ばないものとすべきである。実演家は、その最初の実演の放送または固定を許諾する際に、契約上、以後の利用について利益を確保する機会を有しており、また、その放送あるいは固定物による実演の使用については、放送事業者等がその放送等の利用に関して有する法律上または契約上の権利による管理も及ぶので、権利関係を簡明にするためにも、このような実演の利用に関しては、実演家

に許諾権を認める必要はないと考えられるからである。

(2) 固定されたものでない実演を固定すること。

この場合は、なま実演をそのまま固定することのみならず、放送されあるいはその他何らかの方法で公に伝達された実演を固定することをも含むものである。

(3) 次の場合に固定物を複製すること。

ア 最初の固定それ自体が実演家の同意を得ないでなされたものであるとき。

イ 実演家が同意した目的と異なる目的のために複製が行なわれるとき。

たとえば、市販レコードを映画のサウンド・トラックに複製する場合等がこれに該当する。

ウ 最初の固定が、隣接権の制限の規定に基づいて適法になされたが、その隣接権を制限する目的と異なる目的のために複製が行なわれるとき。

たとえば、教室内で使用するために放送された実演を固定したが、その固定物を他の学校等にも広く頒布するために複製するような場合がこれである。

(二) 実演家が放送に同意した場合において、その実演を放送事業者が再使用することについては、隣接権制度の趣旨からすれば、最初の放送への出演契約でその実演の以後の利用について利益を確保する機会を与えられている以上、法律上は、再使用について実演家に権利を与える必要はなく、もっぱら当事者が契約で処理するところにゆだねることとしてさしつかえないとの考え方もありうる場所である。隣接権条約は、この点につき、実演家が放送に同意した場合におけるその再放送、放送のための固定および

びそのような放送のための固定物の複製ならびに放送のための固定物の使用の条件については、各締約国は、当事者間の契約による定めを妨げない限り、国内法で規定できるものとし、実演の放送における利用につき、実演家と放送事業者の間を各国の国内事情に応じて適切に調整することを期待しているものと解される。

わが国の実情からいえば、このことについて規定を設けずもっぱら当事者間の契約にゆだねるものとするのは、適当ではなく、実演家の利益を確保するとともに放送事業者が放送を円滑に行ないうるよう措置するため、実演家が放送に同意したときには、特約のない限り、放送事業者が他の放送事業者にその番組の再放送を許諾すること、放送のための固定をすることおよびそのような固定物を複製することとに同意したものとすることとし、その場合、再放送の許諾および固定物の使用については、放送事業者は、最初の実演に対する報酬とは別に、正当な報酬を実演家に支払わなければならないものとした。

なお、実演家が放送に同意した場合の放送のための固定物の使用について、たとえば、音楽番組の固定物を放送劇の背景音楽として使用すること、多数の音楽番組の一部を利用して新たな音楽番組を編集すること等は、放送事業者が実演家に報酬を支払って利用できる場合に該当せず、このような放送のための固定物の「目的外利用」には、実演家の同意を要するものとすべきである。

実演家が放送に同意した場合における放送のための固定物について以上のように措置することとし、別に著作権の制限におけると同様な放送事業者による放送のための一時的固定の制度を七で述べたように隣接権の制限においても認めることとすると、形式的には、一の固定物について両制度が併存すること

になるので、その間の調整措置を考慮する必要がある。

以上の考え方に対しては、次のような少数意見が留保されている。

- (1) 放送への出演契約における実演家と放送事業者の地位の実際を考慮し、実演家の保護を十分なものとするために、放送事業者が同意のあった放送以外に固定物をみずから使用し、または使用させることおよび再放送を許諾することについては、あらかじめ実演家の同意を要するものとする。
- (2) 特約のない限り、実演家の同意した放送のための固定物は、六か月間の保存を認めるにとどめ、かつ、使用後は三週間以内に廃棄しなければならないものとし、固定物が長く保存されることにより実演家に不利益の生ずることのないよう措置すること。
- (3) 特約のない限り、実演家が同意した放送のための固定物の作成を認めることとするならば、実演家については、別に放送のための一時的固定の制度を設ける必要はなく、設けるとしても、なまの実演の代りに一回限り使用しうるにとどめること。

(三) 実演家には以上の権利のほか、六で述べるところにより、商業用レコードの二次使用について権利を認めることとした。

3 代表者による権利行使

多数の実演家が参加するところでは、通常それらの者の権利を代行する者が存在し、また、そうすることが、実際上の必要になつていゝものと考えられる。しかし、そのために法律上集団の権利を行使する

者を特定することは、適当ではなく、規定するとすれば、多数の実演家が権利を有する場合には、その代表者を定めてその権利を行使することができる旨を定めることが適当である。

4 家演家の人格権的保護

実演家の氏名の表示については、芸能界においては常に注意が払われており、その表示の方法等にも複雑な慣行があるので、法律上規定することは必要ではなく、また適当でもない。

次に実演の毀損・変更は、それが実演家の名誉を害するにいたる場合に禁止されるべきものであるが、一般に民法上の不法行為として救済されるものであることを考え、隣接権制度上規定を設けるとすればレコード等実演の固定物の使用に際し、実演家の名誉を害するような毀損・変更を加えてはならない旨を定めるにとどめることが適当である。

5 影像の、または影像および音の固定物に係る実演家

影像の、または影像と音の固定物のうち、映画の著作物として保護されるものに関しては、もつぱら、著作権制度において映画に対して定められるところにゆだねるのが適当であり、また、実演家を隣接権制度で保護する趣旨が、実演家の予期せぬところでのその実演が利用されることを防ぐことにあることからすれば、本来広く流通し、公に利用される性格を有する映画に出演することを同意した実演家に対しては、この制度による保護を与える必要はないと考えられる。しかしながら、放送事業者により、もつぱら放送のための技術的手段として固定された録画物は、当事者の意思、その利用の態様等からして、放送事業者により放送のために固定された録音物と異なるところはない。

隣接権条約においては、実演家が一たんその実演を影像の、または影像および音の固定物に含ませることに同意したときは、隣接権制度上の保護を及ぼさないものとするをたてまえとしているが、以上の趣旨により、影像の、または影像と音の固定物のうち、著作権法上映画の著作物として取り扱われないものに出演した実演家に対しては、隣接権制度上の保護が与えられることを明確にすることとした。

三 演出家の保護

△答申▽ 演劇等を利用する場合には、演出家の同意を要するものとし、演出家の権利の及ぶ範囲および権利の内容は、実演家と同様なものとする。

なお、演出台帳は、著作物として保護されうるが、演出台帳に基づいて演出を行なう権利を認めることは、現段階においては適當ではない。

オーケストラ、合唱等の指揮者は、隣接権制度上、実演家として保護される。演劇的な著作物の上演における演出家は、必ずしもこれと同様な性格のものではないが、その果たす役割からいって、演劇の利用につき演出家に何らかの権利を認める必要があり、また、現に舞台上演の録音・録画、放送等については、演出家の許諾を得、あるいは報酬が支払われている実情にある。

このようなところから、それを隣接権と呼ぶか否かは別として、演劇の利用については演出家の同意を要するものとし、その権利の及ぶ範囲および権利の内容は、実演家の権利と同様なものとするのが適當である。

なお、演出台帳は、著作物として保護されうるが、著作者に演出台帳に基づいて演出を行なう権利を認めることは、今後の研究課題として意義あることではあっても、権利を認めるほどには、実体が確定していないと考えられる現段階では、適當ではない。

四 レコード製作者の保護

△答申▽ 1 保護するレコード製作者

音を最初に固定する者とする。

2 レコード製作者の権利の内容

レコード製作者は、レコードの複製を許諾する権利および後述するレコードの二次使用権を有するものとする。

1 保護するレコード製作者

隣接権制度上保護されるレコード製作者は、実演の音またはその他の音を最初に固定する者とする。単に原盤から増製する者は、これに該当するものではない。

2 レコード製作者の権利の内容

レコード製作者は、レコード（実演またはその他の音のもつばら聴覚的なすべての固定物）の複製を許諾する権利および六で述べる商業用レコードの二次使用権を有するものとする。レコードの複製権は、原盤からのプレスによる増製のほか、既存のレコードの再生によって生ずる音の録音、および放送室でのレコードの再生によって生じた音の受信による録音に及ぶ。

五 放送事業者の保護

《答申》 1 保護する放送事業者

公に受信されることを目的とする無線通信による音の、または影像および音の送信を行なう者とする。

2 放送事業者の権利の内容

放送事業者は、次の事項を許諾する権利を有するものとする。

- (一) 放送を再放送し、および有線によって再送信すること。
- (二) 放送を固定すること。
- (三) 放送の固定物を複製すること。
- (四) テレビジョン放送を家庭用受信機以外の特別な装置により公に伝達すること。

1 保護する放送事業者

隣接権制度上保護される放送事業者は、公に受信されることを目的とする無線通信による音の、または影像および音の送信を行なう者とする。有線放送または特定の者の間における無線通信を行なう者は、これに該当するものではない。

2 放送事業者の権利の内容

放送事業者には、次の事項を許諾する権利を認めることとした。

- (一) 放送を再放送し、および有線によって再送信すること。
放送の再放送とは、ある放送事業者が他の放送事業者の放送を同時に放送することをいう。有線による再送信については、難聴地域の共同聴取施設、農村地域等における有線放送等単に放送を受信す

る技術的手段にすぎないもの、あるいは、公共的性格を有し、非営利的に行なわれているものについては、第三の三で述べた著作権の場合と同様の趣旨で放送事業者のこの権利は及ばないものとすることが適当である。

(二) 放送を固定すること。

この場合、テレビの画面を写真に撮ることも含まれるものとする。

(三) 放送の固定物を複製すること。

このことについては、最初の放送の固定が放送事業者の許諾を得ないでなされたものを複製する場合等隣接権条約で定める場合に限らず、放送の固定物を複製することを許諾する権利を認めることとした。

(四) テレビジョン放送を家庭用受信機以外の特別な装置により公に伝達すること。

テレビジョン放送を公に見せることについては、隣接権条約は「入場料を支払うことによつて公衆が入場することができる場所で行なわれるテレビジョン放送の公衆への伝達」に対し、放送事業者の権利が及ぶものとしているが、わが国の実情からすれば、入場料を支払うことによつて公衆が入場することができる場所で使用する場合という限定は狭きにすぎ、また、テレビジョン放送のあらゆる公の伝達を対象として考えることは、適当ではないので、通常家庭内で使用されるのと同程度の受信機を使用する場合を除き、営利目的のためにテレビジョン放送を公に見せることについて、放送事業者の許諾権を認めることとした。なお、ラジオ放送については、今日のラジオ放送の普及度と使用態様

に照らし、公の伝達の権利を放送事業者に認めることは適當ではない。

以上の放送事業者に認められるべき諸権利は、当該放送事業者の全放送に及ぶものであって、それが他の放送事業者の放送の再放送であるか否かを問わないものと解するのが相当である。再放送された放送を固定しようとする者は、再放送を行なった放送事業者の許諾を得ればたり、当該放送の原放送事業者は、自らの放送の再放送を固定する者に対しては、権利を有しないものと考ええる。

六 レコードの二次使用に関する実演家およびレコード製作者の権利

《答申》

- 1 商業目的をもって発行されたレコードが放送等営業の不可欠の要素として用いられる場合には、レコード製作者および実演家に正当な単一の報酬を請求する権利を与えるものとする。
- 2 二次使用権の及ぶ範囲については、当分の間放送（いわゆるミュージック・サプライを含む。）に限定することとし、将来、隣接権制度が国際間で広く確立されるにいたったときにあらためてその範囲を検討することが適當である。
- 3 報酬請求権は、レコード製作者が行使し、報酬のうち相当額が実演家に分配されるべきものとする。なお、報酬の額等に関する当事者間の紛争については、調停あるいは裁定の制度を設ける要があり、この場合、報酬の額については、現状に急激な変更を加えて放送事業者の負担を過大にすることのないように配慮することが必要であると考ええる。

1 レコードの二次使用によって実演家がいわゆる機械的失業に陥ることについては、実演家に何らかの補償を与える必要があると考えられるところであり、また、レコードがその通常目的とする使用の範囲より

も非常に広く多くの人に聞えるように使用され、かつ、それによって利益があげられる場合には、そのようなレコードの二次使用によって利益を得ることをまったく自由であることは、レコード製作者とレコード使用者の利益の均衡から考えて適當でないと考えられる。さらに、現行法において著作物としての保護を受けてきた演奏歌唱および録音物が新たに隣接権制度上の保護を受けることとなることに伴い、別に著作物一般について認められることとなるレコード等の録音物による公の演奏権・放送権が実演家やレコード製作者については認められないということは、実際問題としては、一考されなければならない。一方わが国では、著作権についてもようやくレコード等の録音物による公の演奏権・放送権を實質的に認めようとしている段階であって、これに加えて世界的にも、いまだ一般的でない隣接権としてのレコードの二次使用権を認めることの社会的影響の大きさも、じゅうぶん考慮する必要がある。なお、隣接権条約は、レコードの二次使用権について規定してはいるが、各締約国の留保の余地を大巾に認めており、また各国の取扱も一様ではない。

以上の諸点を勘案して、2および3で述べるところに従い、商業目的をもって発行されたレコードが直接に放送等営業の不可欠の要素として用いられる場合には、レコード製作者および実演家に正当な単一の報酬を請求する権利を認めることとした。なお、この場合、放送の再放送による使用は、レコードの直接的使用とは解されないが、放送事業者がレコードをテープに複製してそのテープにより放送することは、ただちに間接的使用となるものではなく、たとえば、それが単なる放送の技術的手段としてレコード製作者の複製の許諾を得ることなく複製されたテープにより行なわれる場合は、レコードの直接的使用と解す

べきである。

2 わが国の実情からすれば、隣接権制度上のレコードの二次使用権が直ちにレコードを営業の不可欠の要素として用いているすべての場所に及ぶものとすることは、その社会的影響を考えれば適当ではない。また、かりにわが国が隣接権条約に加入したとしても、隣接権条約加入国は、なお限定されており、また、加入国においてもその二次使用権に対する取扱いは区々であることからして、わが国において二次使用権を認めるべき外国レコードは少ないものと予想されるから、二次使用料の支払いの要否において内外レコードに取扱いの差を生じ、それが内国レコードの使用を抑制する結果となるおそれもあると考えられる。よって、二次使用権の及ぶ範囲は、当分の間、レコードを広く大量に利用し、かつ、その使用の効果も通常レコードが予定している範囲をこえて及んでいる放送およびいわゆるミュージック・サブライとして知られる有線放送に限定することとし、将来、隣接権制度が国際間で広く確立されるにいたったときに、改めてレコードの二次使用権を及ぼす範囲を再検討することが適当である。

3 この報酬請求権は、レコード製作者が行使し、報酬のうち相当額が実演家に分配されるべきものとする。なお、報酬の額について紛争が生じた場合、あるいは実演家に対する報酬の分配について実演家とレコード製作者との間に紛争が生じた場合における調停または裁定等の制度を設ける要があり、この場合、報酬の額については、現在レコードの二次使用に関し関係者に存在する慣行をも考慮し、現状に急激な変更を加えて放送事業者等の負担を過大にすることのないよう配慮することが必要であると考える。

七 隣接権の制限

《答申》 私的使用の場合、教育目的のために使用する場合、時事の報道に関し使用する場合、放送事業者による一時的固定の場合等おおむね著作権の制限の場合に準じ、措置することが適当である。

隣接権は、通常著作物の利用を伴うものであり、私的使用の場合、教育目的のために使用する場合、時事の報道に関し使用する場合、放送事業者による一時的固定の場合等著作権が制限される場合には、その趣旨に従って隣接権を制限することが適当である。

この場合における出所の明示についても著作権の場合に準ずることとする。

八 隣接権の保護期間

《答申》 レコードおよびレコードに固定された表演に関しては固定の年、レコードに固定されない表演に関しては実演が行なわれた年および放送に関しては放送が行なわれた年の翌年から起算して、それぞれ二十年間保護されるものとする。

なお、右の期間については、三十年とすべきであるとの少数意見があることを付記する。

隣接権の保護期間については、隣接権条約は、最低限の保護期間を固定等の翌年から起算して二十年と定めているが、各国法制は一樣ではなく、わが国の現行法が著作権法上保護している演奏歌唱および録音物は、死後または発行後三十年間の保護を与えられている。

そこで、現在の演奏歌唱、録音物に係る保護期間を考え、これらを隣接権制度へ移行させるに際し、現状をできるだけ変更しないことを趣旨として、隣接権の保護期間は、固定、放送等の後三十年とすることが適当であるとする意見のあるところである。しかしながら、現行法制における演奏歌唱の保護は、その内容が必ずしも明確ではなかったところであり、また、実演家およびレコード製作者には新たにレコードの二次使用権も認められるのであるから、必ずしも実質的には三十年間保護しなければ権利の保護が低下することになるわけではなく、将来の隣接権の国際的な保護を考えれば、条約の要求している以上の保護期間を定めることは適当ではない。よって、隣接権の保護期間は、レコードおよびレコードに固定された実演に関しては固定の年、レコードに固定されない実演（視覚的または視聴覚的に固定された実演）に関しては実演が行なわれた年および放送に関しては放送が行なわれた年のそれぞれの翌年から起算して、二十年とすることとした。

なお、隣接権の譲渡、相続については、隣接権の特性をも考慮しつつ、著作権の譲渡、相続に準じて措置すべきものと考えられる。

九 隣接権侵害に対する措置

△答申▽ 著作権侵害に対する措置に準じて措置することとする。

隣接権侵害については、著作権侵害に準じて措置することとした。

なお、レコードの二次使用に対する報酬請求権を実効あらしめるため、レコードを使用して報酬を支払わ

ない者に対し、レコード製作者が以後の使用を差し止めることができるものとする措置を検討すべきものとする。

十 隣接権制度の適用を受ける実演家、レコード製作者および放送事業者

△答申▽ 1 実演家

次の場合に、実演家を保護するものとする。

- (一) 日本国内で実演を行なう場合
 - (二) 実演がわが国で保護されるレコード製作者のレコードに固定されている場合
 - (三) 実演がわが国で保護される放送事業者の放送に使用されている場合
- ただし、国際間に隣接権の保護がじゅうぶんに行なわれるまでの間は、外国人に対するこれらの基準の適用については慎重な配慮を要するものとする。

2 レコード製作者

日本国籍を有するレコード製作者および日本国内で音を最初に固定するレコード製作者とする。

3 放送事業者

放送事業者の主たる事務所が日本国内にある場合および放送が日本国内にある送信機から送られた場合の当該放送事業者とする。

1 実演家

実演家については、国籍を異にする多数の者が同一実演に参加する場合が多いことを考慮して、国籍を

保護の基準とはしないこととし、実演が日本国内で行なわれる場合、実演がわが国で保護されるレコード製作者のレコードに固定されている場合および実演がわが国で保護される放送事業者の放送に使用されている場合に、そのような実演を行なう実演家を保護することを原則とした。

ただし、実演家が隣接権制度で保護されることは、国際間にはまだ一般的ではないので、右の保護の基準をすべての者に一律に適用することは、国際的にみて、わが国の実演家と外国の実演家との保護の均衡を失うことになると考えられる。よって、外国人に対する適用については、相互主義の見地から、その本国におけるわが国の実演家の保護の状態に応じてその取扱いを配慮できる措置を考慮する必要がある。

2 レコード製作者

日本国籍を有するレコード製作者および日本国内で音を最初に固定するレコード製作者を保護することとする。隣接権条約が定めるもう一つの基準である発行の基準を採用して、わが国で最初に発行されたレコードの製作者を保護することとする。保護すべきレコード製作者の範囲を必要以上に拡大する結果となると考えられるので、これは、採らないこととした。

3 放送事業者

主たる事務所が日本国内にある放送事業者は、当然に保護されるべきものである。

また、日本国内にある送信機から放送を行なう者についても同様に取り扱ってさしつかえないものと考えられる。

十一 経過措置

《答申》 隣接権制度は、制度実施後に行なわれ、または固定された実演、放送またはレコードに適用することが適当である。

このこととともない、制度実施の際現に著作物として保護されている演奏歌唱および録音物については、隣接権制度の保護に移行する方を講じ、将来において旧制度による保護と新制度による保護が並存し、混乱の生ずることのないよう措置することが望ましい。

制度実施時において存在する実演および放送の固定物ならびにレコードは、この制度の適用を受けない時期においてなされた出演契約または利用契約等に基づいて作成されたものであるところから、このようなものの利用を新しい隣接権制度で律することには問題があるので、隣接権制度は、制度実施後に行なわれ、または固定された実演、放送またはレコードに適用することが適当である。

このように措置する場合、制度実施の際現に著作物として保護されている演奏歌唱および録音物の取扱いが問題となる。一つの考え方としては、従来の演奏歌唱および録音物の権利者の既得権の保護のためにも、また、そのような録音物を所有している者の利益のためにも、これらのものは、なお、現行法による保護を受けるに止まるものとするのが考えられるが、将来にわたって、現行法による保護を受けるものと、新制度の保護を受けるものとが併存することは、たとえば、レコードの二次使用に関してもその実際上の取扱いが煩雑となることが予想され、適当ではないと考えられる。よって、これらのものについては、たとえば、制度実施時における現行法によるこれらのものの保護期間の残存期間または制度実施後二十年間のいずれか短い期間新制度によって保護するものとする等、隣接権制度の保護に移行する方を講ずることを検討することが適当であると考えられる。

第十四 版の保護等

△答申▽

- 一 発行された出版物の組版面に係る発行者の保護、著作権の保護を受けない古文書、資料等の学術的な出版に係る著者の保護および採譜に係る採譜者の保護のため、これらの者に何らかの権利を認めるといふことは、考慮に価するものと考えらる。
- 二 レコードの外国原盤を輸入して国内で増製発売する者がいわゆる海賊版の作成を防止できるものとする方途について、不正競争の防止に関する法制との関連にも留意して、考慮することが適当である。
- 三 手紙、日記等内秘的性質を有する文書の保護および肖像の保護については、この際は、措置しないこととする。

一 出版物の組版面、古文書・資料等の学術的な出版物および民謡等を採譜したものは、それ自体が著作物ではなく、あるいは、すでに著作権が消滅した著作物に係るものであっても、他人がそれを利用することに対し、その出版者、学術的な出版物の著者または採譜者が何らの保護をも与えられないことは妥当ではない。この場合、少なくとも、組版面を写真複製等でそのまま利用すること、あるいは、資料等の複製が無断で行なわれること等についての何らかの措置を、主として不正競争防止的な観点から著作権法上講ずることは考慮に価すると考える。ただし、たとえば、採譜したものに基づいて著作権のない音楽の著作物を演奏することにまで、採譜者の権利が及ぶものとするような措置が適当ではないことはもとよりである。

- 二 外国レコードの原盤を用いて国内においてレコードを増製する者は、隣接権制度上保護を受ける「レコード製作者」ではないが、これらの者がその複製に係るレコードのいわゆる海賊版の作成を防止できる方途について、不正競争の防止に関する法制との関連にも留意して、考慮することが適当である。
- 三 手紙、日記あるいは肖像等について、著作権法上著作物としての保護とは別の、それが有する内秘的性質に着目した保護を与えることは、現にいわゆるプライバシーの保護の問題について判例の形成も見られるところであるので、この際は、これに関してとくに措置しないこととした。

